

○出入国管理及び難民認定法

(昭和二十六年十月四日)
政令第三百十九号

最近改正

- 平成二十一年二月三日法律第一六〇号〔中央省庁等改革関係法施行法〕
- 平成二十二年一月三日法律第一三六号〔出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律〕
- 平成二十五年六月四日法律第六五号〔特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律〕
- 平成二十六年六月二日法律第七三号〔出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律〕
- 平成二十七年五月二日法律第五〇号〔刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律〕
- 平成二十七年六月二日法律第六六号〔刑法等の一部を改正する法律〕
- 平成二十八年五月二四日法律第四三三号〔出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律〕
- 平成二十八年六月八日法律第五八号〔刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律〕
- 平成二十八年六月二日法律第八〇号〔学校教育法等の一部を改正する法律〕
- 平成二十九年七月六日法律第一〇八号〔国家公務員法等の一部を改正する法律〕
- 平成三〇年五月二日法律第三〇八号〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〕
- 平成三〇年七月一五日法律第七九号〔出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律〕(平成二十三年六月二四日法律第七四号改正)
- 平成三四年四月六日法律第二七号〔労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律〕
- 平成三五年六月九日法律第四九号〔刑法等の一部を改正する法律〕
- 平成三五年一月二七日法律第八六号〔自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律〕
- 平成三六年五月三〇日法律第四二二号〔地方自治法の一部を改正する法律〕
- 平成三六年六月一三日法律第六九号〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〕
- 平成三六年六月一八日法律第七四号〔出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律〕
- 平成三六年一月二二日法律第一一三三号〔公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律〕

- 平成三七年六月二四日法律第四六号〔学校教育法等の一部を改正する法律〕
- 平成三八年一月二八日法律第八八号〔出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律〕
- 平成三八年二月二八日法律第八九号〔外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律〕
- 平成三〇年七月六日法律第七一号〔働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律〕
- 平成三〇年二月一四日法律第一〇二号〔出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律〕
- 令和元年二月四日法律第六三三号〔医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律〕
- 令和三年五月二八日法律第四七号〔少年法等の一部を改正する法律〕
- 令和三年六月一六日法律第六九号〔銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律〕
- 令和四年五月二五日法律第五二二号〔困難な問題を抱える女性への支援に関する法律〕(未施行)
- 令和四年六月一七日法律第六八号〔刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律〕(未施行)
- 令和四年二月九日法律第九六号〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律〕
- 令和四年二月九日法律第九七号〔国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律〕(一部未施行)
- 令和五年五月一七日法律第二八号〔刑事訴訟法等の一部を改正する法律〕(一部未施行)
- 令和五年六月一六日法律第五六号〔出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律〕(一部未施行)
- 令和五年六月一六日法律第六三三号〔デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律〕(未施行)

目次

第一章 総則（第一条―第二条の五）

第二章 入国及び上陸

第一節 外国人の入国（第三条）

第二節 外国人の上陸（第四条―第五条の二）

第三章 上陸の手續

第一節 上陸のための審査（第六条―第九条の二）

第二節 口頭審理及び異議の申出（第十条―第十二条）

第三節 仮上陸等（第十三条・第十三条の二）

第四節 上陸の特例（第十四条―第十八条の二）

第四章 在留及び出国

第一節 在留

第一款 在留中の活動（第十九条・第十九条の二）

第二款 中長期の在留（第十九条の三―第十九条の三十七）

第二節 在留資格の変更及び取消し等（第二十条―第二十五条の五）

第三節 在留の条件（第二十三条―第二十四条の三）

第四節 出国（第二十五条―第二十六条の三）

第五章 退去強制の手續

第一節 違反調査（第二十七条―第三十八条）

第二節 収容（第三十九条―第四十四条）

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出（第四十五条―第五十条）

第四節 退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）

第五節 仮放免（第五十四条・第五十五条）

第五章の二 出国命令（第五十五条の二―第五十五条の六）

第六章 船舶等の長及び運送業者の責任（第五十六条―第五十九条）

第七章 日本人の出国及び帰国（第六十条・第六十一条）

第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の二の十五）

第八章 補則（第六十一条の三―第六十九条の三）

第九章 罰則（第七十条―第七十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手續を整備することを目的とする。

（定義）

第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外国人 日本国籍を有しない者をいう。
- 二 乗員 船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。
- 三 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。
- 三の二 補完的保護対象者 難民以外の者であつて、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。
- 四 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。
- 五 旅券 次に掲げる文書をいう。
 - イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）
 - ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書
- 六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をいう。
- 七 人身取引等 次に掲げる行為をいう。
 - イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。

と。

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

八 出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。

九 運送業者 本邦と本邦外の地域との間において船舶等により人又は物を運送する事業を営む者をいう。

十 入国審査官 第六十一条の三に定める入国審査官をいう。

十一 主任審査官 上級の入国審査官で出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。

十二 特別審査官 口頭審理を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十二の二 難民調査官 第六十一条の三第二項第二号（第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第二項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三の二に定める入国警備官をいう。

十四 違反調査 入国警備官が行う外国人の入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査をいう。

十五 入国者収容所 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条に定める入国者収容所をいう。

十六 収容場 第六十一条の六に定める収容場をいう。

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格に

あつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」といい。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針）

第二条の三 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項
- 二 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項

- 三 前号の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項
 - 四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
 - 三 法務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 四 法務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 五 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 第二条の四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針**
- 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣（以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならない。
- 一 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項
 - 二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項
 - 三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項
 - 四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- 三 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めようとするときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 四 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 五 前二項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。
- （特定技能雇用契約等）**
- 第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。**
- 一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
 - 三 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。
 - 四 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行
 - 二 第六項及び第七項の規定に適合する（一）号特定技能外国人支援計画（第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施
 - 三 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私の機関（当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。）が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著し

く不当な行為をしていないことを含むものとする。

5 特定技能所属機関（第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うおとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行うおとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七条第一項第二号及び同款において「二号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うおとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8 一号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第二章 入国及び上陸

第一節 外国人の入国

（外国人の入国）

第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならな

い。

一 有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）
 二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）
 三 本邦において乗員となる外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第二節 外国人の上陸

第四条 削除（平成元法律七九）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第四十四条の九の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第四十四条の九において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者
 二 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの
 三 貧困者、放浪者等で生活上国又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者は、この限りでない。
 五 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又

は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議（以下「国際競技会等」という。）の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に定める麻薬若しくは向精神薬、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に定める大麻、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に定めるけし、あへん若しくはあへんがら、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定める覚醒剤若しくは覚醒剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことのある者（人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。）

七の二 人身取引等を行ひ、唆し、又はこれを助けた者

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲、クロスボウ若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 次のイからニまでに掲げる者で、それぞれ当該イからニまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの 退去した日から五年

ハ 第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（ロに掲げる者を除く。） 退去した日から十年

ニ 第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国した者 出国した日から一年

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十 第二十四条第四号オからヨまでのいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

十一 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十二 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又

はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書图画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者

2 法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人が前項各号のいずれにも該当しない場合でも、その者の国籍又は市民権の属する国が同項各号以外の事由により日本人の上陸を拒否するときは、同一の事由により当該外国人の上陸を拒否することができる。

（上陸の拒否の特例）

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第三章 上陸の手続

第一節 上陸のための審査

（上陸の申請）

第六条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しな

ければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第二項又は第二十六条の三第二項の規定により再入国の許可を受けたもの）とみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第六十一条の二十二第二項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

3 前項の申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、申請者の個人の識別のために用いられる法務省令で定める電子計算機の用に供するため、法務省令で定めるところにより、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）によつて個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）

二 十六歳に満たない者

三 本邦において別表第一の一の表の外交の項又は公用の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者

四 前二号に掲げる者が招へいする者

五 国の行政機関の長が招へいする者

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二十二第二項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条

件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者について我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二條の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。）。

三 申請に係る在留期間が第二條の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

四 当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないこと（第五條の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて同項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ）。

2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号に掲げる活動を行おうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 入国審査官は、第一項の規定にかかわらず、前条第三項各号のいずれにも該当しないと認める外国人が同項の規定による個人識別情報の提供をしないときは、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審査官に引き渡さなければならない。

（在留資格認定証明書）

第七條の二 法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができ、

3 特定産業分野（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。

5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるときについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替へるものとする。

（船舶等への乗込）

第八條 入国審査官は、第七條第一項の審査を行う場合には、船舶等に乗込ることができる。

（上陸許可の証印）

第九條 入国審査官は、審査の結果、外国人が第七條第一項に規定する上陸

のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

2 前項の場合において、第五条第一項第一号又は第二号の規定に該当するかどうかの認定は、厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官の指定する医師の診断を経た後にしなければならない。

3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。ただし、当該外国人が第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二十二第二項の規定により交付を受けた難民旅行証明書所持している者である場合は、この限りでない。

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第八項の規定による登録を受けた者（同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。）であること。
二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人について前項の規定による記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。

6 第一項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録をする場合を除き、入国審査官は、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審査官に引き渡さなければならない。

7 外国人は、第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。
イ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者
ロ 第六十一条の二十二第二項の規定により交付を受けた難民旅行証明書所持している者
ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1) 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること（イに該当する者を除く。）。

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。

(3) 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

(4) その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
三 当該登録の時に、第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

（特定登録者カード）

第九条の二 出入国在留管理庁長官は、前条第八項第一号ハに該当する外国人について同項の規定による登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする。

2 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域

- 二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- 3 特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用することができる。
- 4 前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- 5 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができる。
- 6 特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。
- 7 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができる。
 - 一 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失つたとき。
 - 二 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。
- 8 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは「当該外国人」とする。

第二節 口頭審理及び異議の申出

（口頭審理）

- 第十条 特別審理官は、第七条第四項又は第九条第六項の規定による引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わなければならない。
- 2 特別審理官は、口頭審理を行った場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。
 - 3 当該外国人又はその者の出頭させる代理人は、口頭審理に当つて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。
 - 4 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせることができる。
 - 5 特別審理官は、職権に基き、又は当該外国人の請求に基き、法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。
 - 6 特別審理官は、口頭審理に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
 - 7 特別審理官は、口頭審理の結果、第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人が、第六条第三項各号のいずれにも該当しないと認定したときは、当該外国人に対し、速やかにその旨を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該外国人が、特別審理官に対し、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供したときは、この限りでない。
 - 8 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人（第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人にあつては、第六条第三項各号のいずれかに該当すると認定した者又は特別審理官に対し法務省令で定めるところにより電磁的方式によつて個人識別情報を提供した者に限る。第十項において同じ。）が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならぬ。

9 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

10 特別審査官は、口頭審理の結果、当該外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していないと認定したときは、その者に対し、速やかに理由を示してその旨を知らせるとともに、次条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

11 前項の通知を受けた場合において、当該外国人が同項の認定に服したときは、特別審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。

（異議の申出）

第十一条 前条第十項の通知を受けた外国人は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

5 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決してその旨の通知を受けたときは、速やかに当該外国人に対しその旨を知らせ、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を知らせなければならない。

（法務大臣の裁決の特例）

第十二条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するとき

は、その者の上陸を特別に許可することができる。

一 再入国の許可を受けているとき。
二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入つたものであるとき。

三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の許可は、前条第四項の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

第三節 仮上陸等

（仮上陸の許可）

第十三条 主任審査官は、この章に規定する上陸の手続中において特に必要があるとして認める場合には、その手続が完了するときまでの間、当該外国人に対し仮上陸を許可することができる。

2 前項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に仮上陸許可書を交付しなければならない。

3 第一項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、二百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

4 前項の保証金は、当該外国人が第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定により上陸許可の証印を受けたとき、又は第十条第七項若しくは第十一条若しくは第十二条第六項の規定により本邦からの退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

5 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が第三項の規定に基づき附された条件に違反した場合には、法務省令で定めるところにより、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないときは同項の保証金の全部、その他ときはその一部を没取するものとする。

6 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡する虞があると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

7 第四十条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による収容に準用する。この場合において、第四十条中「前条第一項の収容令書」とあるのは「第十三条第六項の収容令書」と、「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、第四十一条第一項中「三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手続が完了するまでの間において、主任審査官が必要と認める期間とする。」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。

（退去命令を受けた者がとまることができる場所）

第十三条の二 特別審査官又は主任審査官は、それぞれ第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとまることができる。

2 特別審査官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。

第四節 上陸の特例

（寄港地上陸の許可）

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸を許可することができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者（第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、

同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。）に対しては、この限りでない。

2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人情報提供をさせることができる。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印をしなければならない。

4 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、行動の範囲その他必要と認める制限を付することができる。

（船舶観光上陸の許可）

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。以下同じ。）に乗っている外国人（乗員を除く。）が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人（乗員を除く。）が、三十日を超えない期間内において、数次にわたつて、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可を交付しなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

7 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

8 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

(通過上陸の許可)

第十五条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人(乗員を除く。)が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望する場合におけるその者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過

することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印をしなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

6 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

(乗員上陸の許可)

第十六条 入国審査官は、外国人である乗員(本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。)が、船舶等の乗換え(船舶等への乗組みを含む)、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等(その者が乗り組むべき船舶等を含む。)の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。

一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたる、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている

- 運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。
- 3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要であると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該乗員に乗員上陸許可書を交付しなければならない。
- 5 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間、行動範囲（通過経路を含む。）その他必要と認められる制限を付することができる。
- 6 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。
- 7 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。
- 8 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。
- 9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適當でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。
- この場合において、その乗員が本邦にあるときは、当該乗員が帰船又は出国するために必要な期間を指定するものとする。

(緊急上陸の許可)

第十七条 入国審査官は、船舶等に乗つてゐる外国人が疾病その他の事故に

より治療等のため緊急に上陸する必要を生じたときは、当該外国人が乗つてゐる船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請に基づき、厚生労働大臣又は出入国在留管理庁長官の指定する医師の診断を経て、その事由がなくなるまでの間、当該外国人に対し緊急上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要であると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に緊急上陸許可書を交付しなければならない。

4 第一項の許可があつたときは、同項の船舶等の長又は運送業者は、緊急上陸を許可された者の生活費、治療費、葬儀費その他緊急上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

(遭難による上陸の許可)

第十八条 入国審査官は、遭難船舶等がある場合において、当該船舶等に乗つてゐた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めるときは、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定による救護事務を行う市町村長、当該外国人を救護した船舶等の長、当該遭難船舶等の長又は当該遭難船舶等に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し遭難による上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前項の外国人の引渡しを受けたいときは、同項の規定にかかわらず、直ちにその者に対し遭難による上陸を許可するものとする。

3 入国審査官は、第一項の許可に係る審査のために必要であると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。前項の規定による引渡しを受ける場合において必要があると認めるときも、同様とする。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に遭難による上陸許可書を交付しなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動の範囲その他必

要と認める制限を付することができる。

（一時庇護のための上陸の許可）

第十八条の二 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人から申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認料するときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること。

ロ その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること（イに掲げる者を除く。）

二 その者を一時的に上陸させることが相当であること。

2 入国審査官は、前項の規定による許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

4 第一項の規定による許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

第四章 在留及び出国

第一節 在留

第一款 在留中の活動

（活動の範囲）

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留

する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

2 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3 出入国在留管理庁長官は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

4 第十六条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けた外国人である乗員は、解雇により乗員でなくなつても、本邦にある間は、引き続き乗員とみなす。

（就労資格証明書）

第十九条の二 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を証明する文書を交付することができる。

2 何人も、外国人を雇用する等に際し、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が明らかでない場合に、当該外国人が前項の文書を提示し又は提出しないことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第二款 中長期の在留

（中長期在留者）

第十九条の三 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）

- 一 三月以下の在留期間が決定された者
 - 二 短期滞在の在留資格が決定された者
 - 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
 - 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの
- （在留カードの記載事項等）
- 第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
 - 二 住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）
 - 三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
 - 四 許可の種類及び年月日
 - 五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
 - 六 就労制限の有無
 - 七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
- 二 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとする。
- 三 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
- 四 前三項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- 五 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部

又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

（在留カードの有効期間）

第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

- 一 永住者（次号に掲げる者を除く。）又は高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者 在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日
- 二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者（第十九条の十一第三項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。） 十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）の前日
- 三 前二号に掲げる者以外の者（次号に掲げる者を除く。） 在留期間の満了の日
- 四 第一号又は第二号に掲げる者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日の前日のいずれか早い日

二 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第六項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号ロ及び第二十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合に於ては、当該在留カードの有効期間では、第二十条第六項の規定により在留することができる期間の終了の時までの期間とする。

（新規上陸に伴う在留カードの交付）

第十九条の六 出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるとこ

るにより、在留カードを交付させるものとする。

（新規上陸後の住居地届出）

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含む）は、区又は総合区。以下同じ。の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第十九条の四第五項の規定による記録を含む。）をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（在留資格変更等に伴う住居地届出）

第十九条の八 第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第五十条第一項又は第六十一条の二第二項若しくは第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者にあつては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第二十二条の二第一項又は第二十二条の三に規定する外国人が、第二十

二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を出したときは、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十條第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十二条第二項の規定による許可があつた時に、第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（住居地の変更届出）

第十九条の九 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ。）に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。

2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

第十九条の十 中長期在留者は、第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出をしなければならない。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の届出があつた場合には、入国審査官ら。

（在留カードの有効期間の更新）

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日の二月前（有効期間の

満了の日が十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前）から有効期間が満了する日までの間（次項において「更新期間」という。）に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

（紛失等による在留カードの再交付）

第十九条の十二 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失つたときは、その事実を知つた日（本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

2 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

（汚損等による在留カードの再交付）

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損したとき（以下この項において「毀損等の場合」という。）は、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請することができる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

2 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から

から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 第十九条の十第二項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

（在留カードの失効）

第十九条の十四 在留カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 在留カードの交付を受けた中長期在留者が中長期在留者でなくなつたとき。

二 在留カードの有効期間が満了したとき。

三 在留カードの交付を受けた中長期在留者（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者を除く。）が、第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

四 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 在留カードの交付を受けた中長期在留者が新たな在留カードの交付を受けたとき。

六 在留カードの交付を受けた中長期在留者が死亡したとき。

（在留カードの返納）

第十九条の十五 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第二号又は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条（第六号を除く。）の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日

から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失ったときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日（死亡後に在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日）から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

（所屬機関等に関する届出）

第十九条の十六 中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 教授、高度専門職（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハ又は第二号（同号ハ）に掲げる活動に従事する場合に限る。）に係るものに限る。）、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

二 高度専門職（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ若しくはロ又は第二号（同号イ又はロ）に掲げる活動に従事する場合に限る。）に係るものに限る。）、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該在留資格に係る活動に従事する場合に限る。）、技能又は特定技能 契約の相手方である本邦の公私の機関（高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）にあつては、法務大臣が指定する本邦の公私の機関）の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結

三 家族滞在（配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。）、日本人の配偶者等（日本人の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。）、又は永住者の配偶者等（永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者（以下「永住者等」という。）の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。） 配偶者との離婚又は死別（所屬機関による届出）

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（次条第一項に規定する特定技能所屬機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出よう努めなければならない。

（特定技能所屬機関による届出）

第十九条の十八 特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下の各号及び第八章において「特定技能所屬機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

二 一号特定技能外国人支援計画の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき。

三 第二条の五第五項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

2 特定技能所屬機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人をいう。以下この号及び第八章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項

二 第二条の五第六項の規定により適合一号特定技能外国人支援計画を作

成した場合には、その実施の状況（契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項

（特定技能所屬機関に対する指導及び助言）

第十九条の十九 出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所屬機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一 特定技能雇用契約が第二条の五第一項から第四項までの規定に適合すること。

二 適合特定技能雇用契約の適正な履行

三 一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合すること。

四 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施

五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所屬機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

（報告徴収等）

第十九条の二十 出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するために必要限度において、特定技能所屬機関若しくは特定技能所屬機関の役員若しくは職員（以下この項において「役員」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所屬機関若しくは役員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に関係人に対して質問させ、若しくは特定技能所屬機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに係る場所立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、入国審査官又は入国警備官は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令等）

第十九条の二十一 出入国在留管理庁長官は、第十九条の十九各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所屬機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

（特定技能所屬機関による一号特定技能外国人支援等）

第十九条の二十二 特定技能所屬機関は、適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、一号特定技能外国人支援を行わなければならない。

2 特定技能所屬機関は、契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

（登録支援機関の登録）

第十九条の二十三 契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務（以下「支援業務」という。）を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の登録（前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

（登録の申請）

第十九条の二十四 前条第一項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 支援業務を行う事務所の所在地

三 支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に関し法務省令で定める事項

2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十九条の二十五 出入国在留管理庁長官は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならぬ。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八八条、第二百八八条の二、第二百八十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の

二若しくは第二百四十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四十四条第一項（同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇用保険法（昭和四十九年法律百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 心身の故障により支援業務を適正に行うことができずとして法務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

八 第十九条の三十二第一項の規定において第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九 第十九条の二十三第一項の登録の申請の日前五年以上に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団

員等」という。）

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出等）

第十九条の二十七 第十九条の二十三第一項の登録を受けた者（以下「登録支援機関」という。）は、第十九条の二十四第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第十二号又は第十四号に該当する場合を除き、当該事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。

3 第十九条の二十四第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

（登録支援機関登録簿の閲覧）

第十九条の二十八 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（支援業務の休止の届出）

第十九条の二十九 登録支援機関は、支援業務を休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第十九条の二十三第一項の登録は、その効力を失う。

（支援業務の実施等）

第十九条の三十 登録支援機関は、委託に係る適合一号特定技能外国人支援

計画に基づき、支援業務を行わなければならない。

2 登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

（登録支援機関に対する指導及び助言）

第十九条の三十一 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、登録支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（登録の取消し）

第十九条の三十二 出入国在留管理庁長官は、登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十九条の二十六第一項各号（第七号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定に違反したとき。

三 第十九条の三十第一項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により第十九条の二十三第一項の登録を受けたとき。

五 第十九条の三十四の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 第十九条の二十六第二項の規定は、前項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消した場合について準用する。

（登録の抹消）

第十九条の三十三 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第二項若しくは第十九条の二十九第二項の規定により第十九条の二十三第一項の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十九条の三十四 出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（法務省令への委任）

第十九条の三十五 第十九条の二十二から前条までに規定するもののほか、登録支援機関及び支援業務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）

第十九条の三十六 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係、活動状況及び所属機関の状況（特定技能外国人（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。）については、一号特定技能外国人支援の状況（登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。）を含む。）を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、居住地、所属機関その他在留管理に必要な情報（特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に関する情報」という。）を整理しなければならない。

2 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 法務大臣及び出入国在留管理庁長官は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

（事実の調査）

第十九条の三十七 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 在留資格の変更及び取消し等

（在留資格の変更）

第二十條 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号から八号までに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二條第一項の定めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなるとき 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているとき 当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載

三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅

券を所持していないとき、当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書の交付又は既に交付を受けている留資格証明書への新たな留資格及び在留期間の記載。

5 第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

6 第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

（高度専門職の在留資格の変更の特則）

第二十條の二 高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

（在留期間の更新）

第二十一條 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提

出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 第二十條第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項の規定は第二項の規定による申請があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

（永住許可）

第二十二條 在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

3 法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させることにより行うものとする。

4 第二項の規定による法務大臣の許可は、前項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。

（在留資格の取得）

第二十二條の二 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二條の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請を除く。）の手續について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手續に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

第二十二條の三 前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手續により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九章第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。

二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは

は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。

四 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に同じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。

六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に同じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許

可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。

3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に依らないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。

6 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。

7 法務大臣は、第一項（第一号及び第二号を除く。）の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。ただし、同項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。

8 法務大臣は、前項本文の規定により期間を指定する場合には、法務省令

で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

9 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

（在留資格の取消しの手続における配慮）

第二十二條の五 法務大臣は、前条第一項に規定する外国人について、同項第七号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請又は第二十二條第一項の規定による永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない。

第三節 在留の条件

（旅券等の携帯及び提示）

第二十三條 本邦に在留する外国人は、常に旅券（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書）を携帯していなければならない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、この限りでない。

一 第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者 特定登録者カード

二 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書

三 船舶観光上陸の許可を受けた者 船舶観光上陸許可書

四 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳

五 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書

六 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

七 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書

八 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書

2 中長期在留者は、出入国在留管理庁長官が交付し、又は市町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。

3 前二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券、乗員手帳、特定登録者カード、許可書

又は在留カード（以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

4 前項に規定する職員は、旅券等の提示を求めるときには、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 十六歳に満たない外国人は、第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、旅券等を携帯することを要しない。

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 第二十二條の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者

二の三 第二十二條の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の四 第二十二條の四第七項本文（第六十一條の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（第九章第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は前二節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれらを行った者

三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為若しくは同条第二項に規定する特定犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という）、公衆等脅迫

目的の犯罪行為等の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者

三の三 国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれらを行った者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に関しあつせんすること。

三の五 次のイからニまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれらを行った者

イ 行使の目的で、在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること。

ロ 行使の目的で、他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の在留カードを提供すること。

ハ 偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を行使すること。

ニ 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備すること。

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光

上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。)で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていて明らかと認められる者(人身取引等により他人の支配下に置かれていない者を除く。)

ロ 在留期間の更新又は変更を受けずに在留期間(第二十条第六項の規定により本邦に在留することができない期間を含む。第二十六条第一項及び第二十六条の二第二項(第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。))において同じ。)を経過して本邦に残留する者

ハ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

ニ 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項(第六号を除く。)から第三項までの罪により刑に処せられた者

ホ 第七十四条から第七十四条の六の三まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

ヘ 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ト 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、刑の全部の執行予りの言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者(人身取引等により他人の支配下に置かれて

いる者を除く。)

ル 次に掲げる行為をあり、唆し、又は助けた者

(1) 彼の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸すること。

(2) 彼の外国人が偽りその他不正の手段により許可を受けずして本邦に上陸し、又は前節の規定による許可を受けること。

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1) 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

(3) 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

カ オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは

第三条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第

六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を

妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したもの

四の四 中長期在留者で、第七十一条の二又は第七十五条の二の罪により懲役に処せられたもの

五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

五の二 第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

六 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

六の二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

六の三 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの

六の四 第十六条第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

七 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項本文の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

八 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者

十 第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三の規定による許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第

一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたもの

第二十四条の二 法務大臣は、前条第三号の二の規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聴くものとする。

2 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第三号の二の規定による認定に関し法務大臣に意見を述べることができる。

（出国命令）

第二十四条の三 第二十四条第二号の四、第四号ロ又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの（以下「出国命令対象者」という。）については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。

一 速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に申請したこと。

二 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開銃用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること。

第四節 出国

（出国の手続）

第二十五条 本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする外国人（乗員を除く。次条において同じ。）は、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項の外国人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

（出国確認の留保）

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもって出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、その者について出国の確認を留保することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者を除く。）

三 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

（再入国の許可）

第二十六条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者

の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は再入国許可書に記載された日からその効力を生ずる。

3 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人から、法務大臣に対する第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつた場合において、相当と認めるときは、当該外国人が第二十条第六項の規定により在留できる期間の終了の時まで、当該許可の有効期間を延長することができる。

5 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可が効力を生じた日から六年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

6 前項の許可は、旅券又は再入国許可書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

7 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める外国人には、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。

8 第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。

（みなし再入国許可）

第二十六条の二 本邦に在留資格をもって在留する外国人（第十九条の三第

一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたるものとして法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかわらず、出国の日から一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）とする。

3 第一項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。

（短期滞在に係るみなし再入国許可）

第二十六条の三 本邦に短期滞在の在留資格をもつて在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可について準用する。この場合において、同条第二項中「二年」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

第五章 退去強制の手續

第一節 違反調査

（違反調査）

第二十七条 入国警備官は、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国

人があるときは、当該外国人（以下「容疑者」という。）につき違反調査をすることができる。

（違反調査について必要な取調べ及び報告の要求）

第二十八条 入国警備官は、違反調査の目的を達するため必要な取調べをすることができる。ただし、強制の処分は、この章及び第八章に特別の規定がある場合でなければ行ふことができない。

2 入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（容疑者の出頭要求及び取調べ）

第二十九条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該容疑者を取り調べることができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、容疑者の供述を調書に記載しなければならぬ。

3 前項の調書を作成したときは、入国警備官は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならぬ。

4 前項の場合において、容疑者が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならぬ。

（証人の出頭要求）

第三十条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、証人の出頭を求め、当該証人を取り調べることができる。

2 前項の場合において、入国警備官は、証人の供述を調書に記載しなければならぬ。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。

（臨検、搜索及び押収）

第三十一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、搜索又は押収をすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき

場所、捜索すべき身体若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、同項の処分をすることができ。

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の二に該当すると思料されるべき資料並びに、容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとするときは、その場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとするときは、押収すべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料、容疑者以外の者の物件を押収しようとするときは、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付して、これをしなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき身体又は物件、押収すべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、捜索又は押収をさせることができる。

(必要な処分)

第三十二条 入国警備官は、捜索又は押収をするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

(証拠の携帯)

第三十三条 入国警備官は、取調、臨検、捜索又は押収をする場合には、その身分を示す証拠を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(捜索又は押収の立会)

第三十四条 入国警備官は、住居その他の建造物内で捜索又は押収をするときは、所有者、借主、管理者又はこれらの者に代るべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(時刻の制限)

第三十五条 入国警備官は、日出前、日没後には、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、捜索又は押収のため、住居その他の建造物内に入つてはならない。

2 入国警備官は、日没前に捜索又は押収に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

3 左の場所で捜索又は押収については、入国警備官は、第一項に規定する制限によることを要しない。

一 風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所
二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所。但し、公開した時間内に限る。

(出入禁止)

第三十六条 入国警備官は、取調、臨検、捜索又は押収をする間は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入出することを禁止することができる。

(押収の手續)

第三十七条 入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者にこれを交付しなければならない。

2 入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めるときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

(調書の作成)

第三十八条 入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたときは、これらに関する調書を作成し、立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。

2 前項の場合において、立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。

第二節 収容

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができる。

2 前項の收容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

(收容令書的方式)

第四十条 前条第一項の收容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、收容すべき場所、有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、且つ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(收容の期間及び場所並びに留置の嘱託)

第四十一条 收容令書によつて收容することができる期間は、三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。

2 收容令書によつて收容することができる場所は、入国者收容所、收容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 警察官は、主任審査官が必要と認めて依頼したときは、容疑者を留置施設に留置することができる。

(收容の手続)

第四十二条 入国警備官は、收容令書により容疑者を收容するときは、收容令書を容疑者に示さなければならない。

2 入国警備官は、收容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び收容令書が発付されている旨を告げて、その者を收容することができる。但し、收容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

(要急事件)

第四十三条 入国警備官は、第二十四条各号の一に明らかに該当する者が收容令書の発付をまつていては逃亡の虞があると信ずるに足りる相当の理由があるときは、收容令書の発付をまたずに、その者を收容することができる。

2 前項の收容を行ったときは、入国警備官は、すみやかにその理由を主任審査官に報告して、收容令書の発付を請求しなければならない。

3 前項の場合において、主任審査官が第一項の收容を認めないときは、入国警備官は、直ちにその者を放免しなければならない。

(容疑者の引渡)

第四十四条 入国警備官は、第三十九条第一項の規定により容疑者を收容したときは、容疑者の身体を拘束した時から四十八時間以内に、調書及び証拠物とともに、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない。

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出

(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは、容疑者が退去強制対象者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。)に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

2 入国審査官は、前項の審査を行った場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。

(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号(第三条第一項第二号に係る部分を除く。)又は第二号に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の第三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定

- したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。
- 4 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。
 - 5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。
- （口頭審理）**
- 第四十八条** 前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審査官に対し口頭審理の請求をすることができる。
- 2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審査官に提出しなければならない。
 - 3 特別審査官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならない。
 - 4 特別審査官は、前項の口頭審理を行った場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。
 - 5 第十条第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手續に準用する。
 - 6 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。）は、直ちにその者を放免しなければならない。
 - 7 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。）は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。
- この場合において、特別審査官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。
- 8 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定

- したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者に対する旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。
- 9 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。
- （異議の申出）**
- 第四十九条** 前条第八項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手續により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。
- 2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、前条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
 - 3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。
 - 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。
 - 5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の三第一項の規定により出国命令をしたときは、直ちにその者を放免しなければならない。
 - 6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。
- （法務大臣の裁決の特例）**
- 第五十条** 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由が

ないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

3 法務大臣が第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

4 第一項の許可は、前条第四項の規定の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

第四節 退去強制令書の執行

(退去強制令書的方式)

第五十一条 第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において発付される退去強制令書には、退去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(退去強制令書の執行)

第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速や

かにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者収容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。

5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所にて収容することができる。

6 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

7 入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(送還先)

第五十三条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

一 本邦に入国する直前に居住していた国

二 本邦に入国する前に居住していたことのある国

三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国

四 出生地の属する国

五 出生時にその出生地の属していた国

六 その他の国

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国その他その者が

迫害を受けるおそれのある領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

二 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五節 仮放免

（仮放免）

第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の状況及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の際の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

（仮放免の取消）

第五十五条 入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出に 응ぜず、その他仮放免に附された条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

2 前項の取消をしたときは、入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、収容令書又は退去強制令書とともに、入国警備官にこれを

交付しなければならない。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないことを理由とする仮放免の取消をしたときは保証金の全部、その他の理由によるときはその一部を没取するものとする。

4 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

5 入国警備官は、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。但し、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第五章の二 出国命令

（出国命令に係る審査）

第五十五条の二 入国警備官は、容疑者が出国命令対象者に該当すると認めらるに足りる相当の理由があるときは、第三十九条の規定にかかわらず、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継ぎなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定により違反事件の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国命令対象者に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、その旨を入国警備官に通知するとともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。

（出国命令）

第五十五条の三 主任審査官は、第四十七条第二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項又は前条第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からの出国を命じなければならない。

い。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内で出国期限を定めるものとする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令をする場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認められる条件を付することができる。

（出国命令書の方式）

第五十五条の四 前条第二項の規定により交付される出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

（出国期限の延長）

第五十五条の五 主任審査官は、法務省令で定めるところにより、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することができない旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由があると認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

（出国命令の取消し）

第五十五条の六 主任審査官は、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

第六章 船舶等の長及び運送業者の責任

（協力の義務）

第五十六条 本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

（旅券等の確認義務）

第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者（運送業者がいないときは、当該船舶等の長）は、外国人が不法に本邦に入ること防止するため、当該船舶等に乗らうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書

を確認しなければならない。

（報告の義務）

第五十七条 本邦に入る船舶等の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その船舶等が到着する入国港の入国審査官に対し、その乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等が発する入国港の入国審査官の要求があつたときは、その乗員及び乗客に係る前項に規定する事項を報告しなければならない。

3 本邦に入る船舶等の長は、有効な旅券、乗員手帳又は再入国許可書を所持しない外国人がその船舶等に乗つていることを知つたときは、直ちにその旨をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

4 本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船が第十四条の二第二項の許可を受けている者が乗つているとき、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第一項又は第二項の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならない。

7 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の出発する入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十五条第一項の規定による通過上陸の許可を受けた者がその船舶に帰船しているかどうか、乗員上陸の許可を受けた者が当該船舶等に乗るべきものが乗り組んでいるかどうか及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗つているかどうかを報告しなければならない。

8 入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理及び難民認定法の規定

の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。）当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならぬ。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

（上陸防止の義務）

第五十八條 本邦に入る船舶等の長は、前条第三項に規定する外国人がその船舶等に乗つていることを知つたときは、当該外国人が上陸することを防止しなければならない。

（送還の義務）

第五十九條 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

- 一 第三章第一節又は第二節の規定により上陸を拒否された者
- 二 第二十四条第五号から第六号の四までのいずれかに該当して本邦からの退去強制を受けた者
- 三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの
- 2 前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができないときは、その責任と費用で、すみやかに他の船舶等により送還しなければならない。

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、第十三条の二第一項の規定によりとどまることができるところとして法務省令で定める施設（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）の指定を受けている第一項第一号に該当する外国人を当該指定に係る施設にとめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るもの限り、その全部又は一部を免除することができる。

第六章の二 事実の調査

（事実の調査）

第五十九條の二 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書（同項第一号）に該当する者に係るものに限る。）又は第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二條の二第三項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む）、第二十一条第三項、第二十二條第二項（第二十二條の二第四項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む）、第二十六条第一項、第五十条第一項若しくは第六十一条の十一の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二條の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、出入国在留管理庁長官、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七章 日本人の出国及び帰国

（日本人の出国）

第六十条 本邦外の地域に赴く意図をもつて出国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券を所持し、その者が出国する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項の日本人は、出国の確認を受けなければ出国してはならない。

（日本人の帰国）

第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人（乗員を除く。）は、有効な旅券（有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書）を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。

第七章の二 難民の認定等

（難民の認定等）

第六十一条の二 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により難民である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定（以下「難民の認定」という。）を行うことができる。

2 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定（以下「補完的保護対象者の認定」という。）を行うことができる。

3 法務大臣は、第一項の申請をした外国人について難民の認定をしない処分をする場合において、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認めるときは、補完的保護対象者の認定を行うことができる。

4 法務大臣は、第一項の申請をした外国人について、難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

5 法務大臣は、第一項又は第二項の申請をした外国人について、補完的保護対象者の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人

に対し、補完的保護対象者認定証明書を交付し、同項の申請があつた場合においてその認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

（在留資格に係る許可）

第六十一条の二の二 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定をする場合であつて、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

二 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 法務大臣は、前条第一項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときは除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 法務大臣は、前二項の規定による許可をすることとしたときは、出入国

在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。
この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となる時 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した留資格証明書書の交付

4 第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

5 法務大臣は、第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

第六十一条の三 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている外国人（前条第二項の許可により在留資格を取得した者を除く。）から、第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二條の二第二項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項本文（第二十二條の二第三項（第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これを許可するものとする。

（仮滞在の許可）

第六十一条の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人がこの各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 仮上陸の許可を受けているとき。

二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三 第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

四 本邦に入った時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

五 第二十四條第三号から第五号又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

六 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日）から六月を経過した後第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行つたものであることが明らかであるとき（やむを得ない事情があるときを除く。）。

七 次のイ又はロのいずれにも該当しないことが明らかであるとき。

イ 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

ロ 本邦にある間に補完的保護対象者となる事由が生じた場合を除き、その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

八 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一條ノ二若しくは第一條ノ三（刑法第二百二十二條又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開銃用具の所持の禁止等に関する法律第十五條若しくは第十六條の罪又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六條第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

九 退去強制令書の交付を受けているとき。

十 逃じするおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき。

2 法務大臣は、前項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間（以下「仮滞在期間」という。）

を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

3 法務大臣は、第一項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なすことができる。

4 法務大臣は、第一項の規定による許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による許可を受けた外国人が次の各号に掲げる事由のいづれかに該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間（前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとする。

一 難民の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の審査請求がなくて同条第二項の期間が経過したこと。
 二 難民の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の審査請求があつた場合において、当該審査請求が取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却する旨の裁決があつたこと。
 三 難民の認定又は補完的保護対象者の認定がされた場合において、第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による許可をしない処分があつたこと。

四 第六条の規定により第一項の規定による許可が取り消されたこと。
 五 第六十一条の二第一項又は第二項の申請が取り下げられたこと。

（仮滞在の許可の取消し）
 第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人について、次の各号に掲げる事実のいづれかが判明したときは、法務

省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。
 一 前条第一項の規定による許可を受けた当時同項第四号から第九号までのいづれかに該当していたこと。

二 前条第一項の規定による許可を受けた後に同項第五号又は第八号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。
 四 不正に難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

五 第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

（退去強制手続との関係）
 第六十一条の二の六 第六十一条の二の二第一項又は第二項の規定による許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条各号のいづれかに該当していたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。）を行わない。

2 第六十一条の二の四第一項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けたものについては、第二十四条各号のいづれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3 第六十一条の二第二項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過することとなつたもの（同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。）については、第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、同条第五項第一号から第三号までに掲げる事由のいづれかに該当することとなるまでの間は、第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十二条九条の規定による送還を含む。）を停止するものとする。

4 第五十条第一項の規定は、第二項に規定する者で第六十一条の二の四第五項第一号から第三号までのいづれかに該当することとなつたもの又は前

項に規定する者に対する第五章に規定する退去強制の手続については、適用しない。

（難民の認定等の取消し）

第六十一条の二の七 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その難民の認定を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。
- 二 難民条約第一条C(1)から(6)までに掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと。
- 三 難民の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行ったこと。
- 2 法務大臣は、本邦に在留する外国人で補完的保護対象者の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その補完的保護対象者の認定を取り消すものとする。
 - 一 偽りその他不正の手段により補完的保護対象者の認定を受けたこと。
 - 二 難民条約第一条C(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当することとなったこと、補完的保護対象者である認められる根拠となつた事由が消滅したため、その者の国籍の属する国の保護を受けることを拒むことができなくなつたこと又はその者が国籍を有しない場合において、補完的保護対象者であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、常居所を有していた国に戻るることができることとなつたこと。
 - 三 補完的保護対象者の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行ったこと。
- 3 法務大臣は、前二項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。
- 4 前項の規定により難民の認定又は補完的保護対象者の認定の取消しの通

知を受けたときは、難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書の交付を受けている外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にこれらの証明書を返納しなければならない。

（難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し）

第六十一条の二の八 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の規定による許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二條の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合においては、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは「第六十一条の二の八第一項」と読み替えるものとする。

（審査請求）

第六十一条の二の九 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

- 一 難民の認定をしない処分
- 二 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為
- 三 第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し
- 四 補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）
- 五 第六十一条の二第二項の申請に係る不作為
- 六 第六十一条の二の七第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し
- 2 前項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、第六十一条の二第四項若しくは第五項又は第六十一条の二の七第三項の規定による通知を受けた日から七日とする。

3 法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の審査請求について行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をすする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

5 難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。

6 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号イに係る部分に限る）、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第一項
第二十三条	第十九条	入管法第六十一条の二の九第一項
第三十条第一項	前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）	入管法第六十一条の二の九第一項各号に掲げる処分又は不作為に対する意見その他の審査請求人の主張を記載し

第三十一条第二項	第三十一条第一項ただし書	反論書	論書」という。）
第三十一条第二項	第三十一条第一項ただし書	場合	た書面（以下「申述書」という。）
審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。	場合	反論書	論書」という。）
審理員が、あらかじめ審査請求に係る事件に関する処分等に対する質問の有無及びその内容について申立人から聴取した上で、期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、処分等を招集することを要しない。	場合又は申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民若しくは補完的保護対象者となる事由を包含していないことその他の事情により当該意見を述べる機会を与えないことが適当でないとき認められる場合	場合	た書面（以下「申述書」という。）
一 申立人から処分庁	一 申立人から処分庁	申述書	申述書

第八十三条第二項	第五十条第一項第四号	第四十四条	第四十一条第二項第一号	
第十九条（第五項第	書	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては、審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合には、同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき	反論書	
入管法第六十一条の二	審理員意見書	審理員意見書が提出されたとき	申述書	等の招集を要しない旨の意思の表明があつたとき。 二 前号に掲げる場合のほか、当該聴取の結果、処分等を招集することを要しないと認めるとき。

<p>第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による審査請求について、難民の認定又は補完的保護対象者の認定に関する意見を提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。</p> <p>2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。</p> <p>3 難民審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 難民審査参与員は、非常勤とする。</p> <p>第六十一条の二の十一 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者から第二十二条第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであつても、これを許可することができる。</p> <p>（難民旅行証明書）</p> <p>第六十一条の二の十二 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。</p> <p>4 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条第一項の規定による再入国の許可を要しない。</p> <p>5 前項の場合において、出入国在留管理庁長官が特に必要があると認める</p>	<p>一号及び第二号を除く。）</p> <p>の九第一項</p>
---	----------------------------------

ときは、三月以上二年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することができる期限を定めることができる。

6 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

7 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

8 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

9 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、出入国在留管理庁長官は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

（返去強制令書の発付に伴う難民認定証明書の返納）

第六十一条の二の十三 本邦に在留する外国人で難民の認定又は補充的保護対象者の認定を受けているものが、第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく返去強制の手続において返去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書又は補充的保護対象者認定証明書を返納しなければならない。

（事実の調査）

第六十一条の二の十四 法務大臣は、難民の認定、補充的保護対象者の認定、第六十一条の二の二第二項若しくは第二項、第六十一条の二の三若しくは第六十一条の二の四第一項の規定による許可、第六十一条の二の五の規定による許可の取消し、第六十一条の二の七第一項の規定による難民の

認定の取消し、同条第二項の規定による補充的保護対象者の認定の取消し又は第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を要求することができる。

3 前項の場合において、第六十一条の二第二項又は第二項の申請をした外国人に対し質問をするに当たつては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

4 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（難民の認定等を適正に行うための措置）

第六十一条の二の十五 法務大臣は、難民の認定及び補充的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2 難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補充的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第八章 補則

（入国審査官）

第六十一条の三 入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国審査官を置く。

2 入国審査官は、次に掲げる事務を行う。

一 上陸及び返去強制についての審査及び口頭審理並びに出国命令についての審査を行うこと。

二 第二十二條の四第二項（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、第二十二條の四第三項ただし書（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）次条第二

- 項第六号において同じ。)の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。
- 三 第十九条の三十七第七項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査を行うこと。
- 四 第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。
- 五 収容令書及び退去強制令書を発付すること。
- 六 収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。
- 七 第五十五条の三第一項の規定による出国命令をすること。
- 3 地方出入国在留管理局に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その地方出入国在留管理局の管轄区域外においても、職務を行うことができる。
- (入国警備官)
- 第六十一条の三の二 入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国警備官を置く。
- 2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。
- 一 入国、上陸及び在留に関する違反事件を調査すること。
- 二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を受容し、護送し、及び送還すること。
- 三 入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。
- 四 第十九条の三十七第七項及び第五十九条の二第一項に規定する事実の調査を行うこと。
- 五 第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに関係のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。
- 六 第二十二條の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

- 3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。
- 4 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の規定の適用については、警察職員とする。
- 5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。
- (武器の携帯及び使用)
- 第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。
- 2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に依り、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。
- 一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当するとき。
- 二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。
- (制服及び証票)
- 第六十一条の五 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、法令に特別の規定がある場合のほか、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。
- 3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。
- (収容場)
- 第六十一条の六 地方出入国在留管理局に、収容令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。
- (被収容者の処遇)
- 第六十一条の七 入国者収容所又は収容場(以下「入国者収容所等」という。)に収容されている者(以下「被収容者」という。)には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられな

ればならない。

2 被收容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3 被收容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者收容所等の設備は、衛生的でなければならぬ。

4 入国者收容所長又は地方出入国在留管理局长（以下「入国者收容所長等」という。）は、入国者收容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被收容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を留置することができる。

5 入国者收容所長等は、入国者收容所等の保安上必要があると認めるときは、被收容者の発受する通信を検査し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6 前各項に規定するものを除く外、被收容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（入国者收容所等視察委員会）

第六十一条の七の二 法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者收容所等視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、入国者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定められた区域内にある入国者收容所等を視察し、その運営に関し、入国者收容所長等に対して意見を述べるものとする。

（組織等）

第六十一条の七の三 委員会は、委員十人以上以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者收容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第六十一条の七の四 入国者收容所長等は、入国者收容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、

委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者收容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者收容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会には、必要があると認めるときは、入国者收容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者收容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかわらず、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

（委員会の意見等の公表）

第六十一条の七の五 法務大臣は、毎年、委員会が入国者收容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者收容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出国待機施設の視察等）

第六十一条の七の六 委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定められた区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

（関係行政機関との関係）

第六十一条の七の七 出入国在留管理庁長官又は入国者收容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

（関係行政機関の協力）

第六十一条の八 出入国在留管理庁長官又は入国者收容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関、公共職業安定所その他の関係行政機関に対し、出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の

認定に関する事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる。
 2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

（住民票の記載等に係る通知）

第六十一条の八の二 市町村の長は、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知しなければならない。

（情報提供）

第六十一条の九 出入国在留管理庁長官は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局（以下この条において「外国出入国在留管理当局」という。）に対し、その職務（出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国出入国在留管理当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 出入国在留管理庁長官は、外国出入国在留管理当局からの要請があつたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判（以下この項において「捜査等」という。）に使用することについて同意をすることができず。
 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 出入国在留管理庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（送達）

第六十一条の九の二 第二十二條の四第三項又は第六項（第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けなければならない。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 法務大臣は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しなければならない。

4 交付送達は、入国審査官又は入国警備官が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。
 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合同居の者であつて送達を受けるべき者に受領した書類を交付することが期待できるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者及び前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合送達すべき場所に書類を差し置くこと。

6 前各項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の居住地が明らかでない場合には、法務大臣は、その送達に代えて公示送達をすることができる。ただし、第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第三項及び第六項の規定による書類の送達については、この限りでない。

7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に掲示して行う。

8 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（本人の出頭義務と代理人による届出等）

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所から出頭して行わなければならない。

一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項若しくは第十九条の九第一項の規定による届出又は第十九条の七第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により返還

される在留カードの受領、居住地の市町村の事務所

二 第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の十一第一項若しくは第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請又は第十九条の十第二項（第十九条の十一第一

項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの受領、地方出入

国在留管理局

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において

準用する場合を含む。）若しくは第二十条の二第二項（第二十条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請又は第二十条第四

項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

第二十二條第三項（第二十二條の二第四項（第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）

、第五十条第三項若

しくは第六十一条の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領、地方出入国在留管理局

2 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項第一号又は第二号に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該外国人と同居するものが、当該各号の順位により、当該外国人に代わつてしなければならない。

一 配偶者

二 子

三 父又は母

四 前三号に掲げる者以外の親族

3 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

4 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

（出入国在留管理基本計画）

第六十一条の十 法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国在留管理基本計画」という。）を定めるものとする。

2 出入国在留管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項

二 外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前三号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に關し必要な事項

3 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 法務大臣は、出入国在留管理基本計画を定めるときは、遅滞なく、その

概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、出入国在留管理基本計画の変更について準用する。
第六十一条の十一 法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

（通報）

第六十二条 何人も、第二十四条各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。

2 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当つて前項の外国人を知つたときは、その旨を通報しなければならない。

3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）により釈放されるとき、少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。）若しくは第三号の処分を受けて出院するとき（仮退院又は退院（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。）による場合を除く。）、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の処分を受けて退院するとき

は、直ちにその旨を通報しなければならない。
4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号の処分を受けて少年院に在院している場合若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合において、当該外国人について仮釈放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

5 前各項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。
（刑事手続との関係）

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第五章（第二節並びに第五十二条及び第五十三

条を除く。）の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が終了した後、その執行をするものとする。但し、刑の執行中においても、検事総長又は検事長の許可があるときは、その執行をすることができる。

3 入国審査官は、第四十五条又は第五十五条の二第二項の審査に当たつて、容疑者が罪を犯したと信するに足りる相当の理由があるときは、検察官に告発するものとする。

（身柄の引渡）

第六十四条 検察官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取つた場合において、公訴を提起しないと決定するときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項の場合において、当該外国人に対し収容令書又は退去強制令書の発付があつたときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、釈放と同時にその者を当該入国警備官に引き渡さなければならない。

（刑事訴訟法の特例）

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、収容令書が発付され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百三条（同法第二百一条及び第二百六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

（報償金）

第六十六条 第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基づいて退去強制令書が発付されたときは、法務大臣は、お務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、この限りでない。

（手数料）

第六十七条 外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可
- 二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可
- 三 第二十二条第二項の規定による永住許可
- 四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む）。

第六十七条の二 外国人は、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け、第九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十八条 外国人は、第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する手数料の額は、難民条約附属書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。

（事務の区分）

第六十八条の二 第十九条の七第一項及び第二項（第十九条の八第二項及び

第十九条の九第二項において準用する場合を含む）、第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（政令等への委任）

第六十九条 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令（市町村の長が行うべき事務については、政令）で定める。

（権限の委任）

第六十九条の二 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。ただし、第二条の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む）、第二十条の四第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む）並びに第七條の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む）に規定する権限については、この限りでない。

2 出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

（経過措置）

第六十九条の三 出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

第九章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

- 一 第三条の規定に違反して本邦に入った者
- 二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第二節の規定による許可を受けた者

三 第二十二條の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの

三の二 第二十二條の四第一項（同条第五項に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）で本邦に残留するもの

三の三 第二十二條の四第七項本文（第六十一條の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

四 第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つておりと明らかに認められる者

五 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十條第六項（第二十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を経過して本邦に残留する者

六 仮上陸の許可を受けた者で、第十三條第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二 第十四條の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に出国しないもの

七の三 第十六條第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に帰船し又は出国しないもの

八 第二十二條の二第二項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十二條第三項本文の規定又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による許可を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの

八の二 第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該

出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

八の三 第五十五條の六の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの

八の四 第六十一條の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの

九 偽りその他不正の手段により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者

2 前項第一号又は第二号に掲げる者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときも、同項と同様とする。

第七十條の二 前条第一項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅滞なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの申出をした場合に限る。

一 難民であること。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から、直接本邦に入つたものであること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一條 第二十五條第二項又は第六十條第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

第七十一條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條の七第一項、第十九條の八第一項、第十九條の九第一項、第十九條の十第一項又は第十九條の十六の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

二 第十九條の十一第一項、第十九條の十二第一項又は第十九條の十三第三項の規定に違反した者

第七十一条の三 第十九条の二十一項の規定による処分を違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十八第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十一条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

二 第十九条の九第一項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

三 第十九条の十第一項、第十九条の十五（第四項を除く。）又は第十九条の十六の規定に違反した者

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したも

二 一時庇護の上陸の許可を受けた者で、第十八条の二第四項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

三 第五十二条第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

四 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したも

五 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

六 第六十一条の二の七第四項又は第六十一条の二の十三の規定に違反して難民認定証明書、難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書を返納しなかつた者

七 第六十一条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

第七十三条 第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせしめた者

2 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができる。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。

二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けていないこと。

三 当該外国人が第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

<p>2 偽造又は変造の在留カードを行使した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。</p> <p>4 前三項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>第七十三條の四 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十三條の五 第七十三條の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十三條の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 他人名義の在留カードを行使した者</p> <p>二 行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した者</p> <p>三 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者</p> <p>2 前項（所持に係る部分を除く。）の罪の未遂は、罰する。</p> <p>第七十四條 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けず、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けず、又は偽りその不正の手段により集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前二項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。）の未遂は、罰する。</p> <p>第七十四條の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十四條の三 第七十四條第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的</p>	<p>で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。</p> <p>第七十四條の四 第七十四條第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、藏匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。</p> <p>2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>第七十四條の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十四條の六 営利の目的で第七十條第一項第一号若しくは第二号に規定する行為（以下「不法入国等」という。）又は同項第二号の二に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第七十四條の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者</p> <p>二 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、次に掲げる文書を所持し、提供し、又は收受した者</p> <p>イ 旅券（旅券法第二條第一号及び第二号に規定する旅券並びに同法第十九條の三第一項に規定する渡航書を除く。以下この項において同じ。）、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書</p> <p>ロ 当該不法入国等を実行する者について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書</p> <p>三 第七十條第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正</p>
--	--

の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

四 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、次に掲げる文書を所持し、又は收受した者

イ 旅券、乗員手帳又は再入国許可書として偽造された文書

ロ 自己について効力を有しない旅券、乗員手帳又は再入国許可書

2 営利の目的で前項第一号又は第二号の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六の三 前条の罪（所持に係る部分を除く。）の未遂は、罰する。

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十三条の三から第七十三条の六まで、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前三条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条の八 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十五条 第十条第五項（第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなくて出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第三項の規定に違反して在留カードを受領しなかつた者

二 第二十五条第三項の規定に違反して在留カードの提示を拒んだ者

第七十五条の三 第二十三条第二項の規定に違反して在留カードを携帯しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反した者

二 第二十三条第三項の規定に違反して旅券、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書の提示を拒んだ者

（両罰規定）

第七十六条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二若しくは第七十四条から第七十四条の六までの罪、第七十四条の六の二（第一項第三号及び第四号を除く。）の罪若しくはその未遂罪又は第七十四条の八の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五十六条の規定に違反して入国審査官の行う審査その他入国審査官の職務の執行を拒み、又は妨げた者

一 の二 第五十六条の二の規定に違反して、外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入らせた者

二 第五十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定に違反して報告をせず、又は同条第四項から第七項まで若しくは第九項前段の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第五十八条の規定に違反して上陸することを防止しなかつた者

四 第五十九条の規定に違反して送還を怠つた者

第七十七条の二 第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第七十七条の三 第六十一条の九の三第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、第十九条の七第二項、第十九条の八第一項、第十九条の九第九項若しくは第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の七第二項

（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により返還され、若しくは第十九条の十第二項（第十九条の

十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。の規定により交付される在留カードの受領又は第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。
（没収）

第七十八条 第七十条第一項第一号、第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四の犯罪行為の用に供した船舶等又は車両で、犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。ただし、その船舶等又は車両が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 第七十条第一項第一号、第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四の犯罪が行われることをあらかじめ知らなくてその犯罪が行われた時から引き続きその船舶等又は車両を所有していると認められるとき。
- 二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らなくてその船舶等又は車両を取得したと認められるとき。

附則（抄）

（施行期日）

1 この政令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

（廃止する政令）

2 左の政令は、廃止する。

出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十九号）

不法入国者等退去強制手続令（昭和二十六年政令第三十三号）

（経過規定）

3 外国人登録令第十一条第一項に規定する者以外の者でこの政令による同令の改正前に同令第十二条に掲げる罪を犯したものの処罰については、なお従前の例による。

4 前項に掲げる者は、第二十四条の適用については同条第一号に該当する者とみなす。

5 この政令による改正前の外国人登録令第十六条又は第十七条の規定に基づいて発付されている退去強制令書は、この政令に基づいて発付された退去強制令書とみなす。

（他の政令の改正）

6 外国人登録令の一部を次のように改正する。
（次のよう）略

附則（平成二年七月十六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（以下略）

附則（平成二年八月十八日法律第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略）

附則（平成二年八月十八日法律第一三五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号（第四号才からヨまでを除く。）の一に該当して本邦からの退去を強制された者に対する改正後の出入国管理及び難民認定法（次項において「新法」という。）第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

3 新法第七十条第二項の罪を犯した者がこの法律の施行前から引き続き本邦に在留していたときは、情状により、その刑を免除することができる。

附則（平成二年二月三日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。（以下略）

附則（平成三年二月三〇日法律第一三六号）

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）第五条第一項第九号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二

編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

3 新法第二十四条第三号の規定は、この法律の施行前に、他の外国人に不正にこの法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は旧法第四章第一節若しくは旧法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあっせんをした者には、適用しない。

4 新法第二十四条第四号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

5 新法第二十四条第四号の三の規定は、この法律の施行前に、本邦において行われた国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区域）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊した者には、適用しない。

附則（平成一五年六月四日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略）

附則（平成一六年六月二日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第六条から第九条まで及び第十二条（第四十七條第二項、第四十九條第五項）を「第四十七條第三項及び第五項、第四十八條第九項、第四十九條第六項」に改める部分及び「第五十五條第二項」の下に「第五十五條の三第二項」を加える部分を除く。の規定
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条の規定、公布の日から起算して二月を経過した日
（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいづれかに該当して本邦から退去を強制された者に対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項（第一号に係るものに限る。）の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けた者に対する在留資格の取消しについても、適用する。

第四条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項（第一号に係るものを除く。）の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節の規定による許可

（以下この条において「上陸許可の証印等」という。）を受けた者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わないで在留しているものに對する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項第五号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）施行後継続して三月」とする。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされてゐる申請若しくは異議の申出は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされてゐる申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の規定は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過してゐないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない処分を受けたとみなされるものに対しては、適用する。この場合において、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とあるのは「出入国

管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）の規定による難民の認定を受けている」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない処分がされてゐるとき（退去強制令書の発付を受けているときを除く）、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七条の規定により適用される前項」とする。

附則（平成一七年五月二五日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略）

附則（平成一七年六月二三日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中出入国管理及び難民認定法第二十四条第四号リの改正規定
旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）第一条中旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
 - 二 第三条中出入国管理及び難民認定法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十七条第一号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日
 - 三 第三条中出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項第五号の改正規定 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第二条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- （第三条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）**

第六条 第三条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）第二十四条第四号ハの規定は、この法律の施行の日以後に新入管法第二条第七号に規定する人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用する。

第七条 新入管法第二十四条第四号ニの規定は、この法律の施行の日以後に旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の旅券法第二十三条第一項（第六号を除く。）から第三項までの罪により刑に処せられた者について適用する。

第八条 第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七十四条の六後段の罪により刑に処せられた者は、新入管法第二十四条の規定の適用については、同条第四号ホに該当する者とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年五月二四日法律第四三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日（**編注** 施行日_{平成一八年六月一三日}）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の第二第三項、第七条第一項第二号及び第二項、第五十一条、第五十二条第三項及び第四項並びに別表第一の五の表の改正規定並びに次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（**編注** 施行日_{平成一八年一月二四日}）

- 二 第五十七条、第五十八条及び第七十七条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（**編注** 施行日_{平成一九年二月一日}）

- 三 第三条第一項第二号の改正規定、第六条に一項を加える改正規定、第七條に一項を加える改正規定、第九条、第十条、第十一条第一項、第十三条第四項、第十三条の二第一項、第十四条から第十八条の二まで、第

二十二条第二項ただし書及び第二十二條の四第一項第一号の改正規定、第二十四条の改正規定（同条第三号の次に二号を加える部分を除く。）、第七十條第一項第七号の二及び第七十二條第三号の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（**編注** 施行日_{平成一九年一月二〇日}）

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際に、附則第七条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「旧特区法」という。）第二十五条又は第二十六条に規定する活動であつて次の各号に掲げるものを行う者としての前条第一号に掲げる規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）別表第一の五の表の上欄の在留資格（以下「旧在留資格」という。）をもつて在留する者は、当該各号に定める活動を行う者としての同条第一号に掲げる規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）別表第一の五の表の上欄の在留資格（以下「新在留資格」という。）をもつて在留する者」とみなす。この場合において、新在留資格に応じて行うことのできる活動は旧在留資格に応じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

- 一 旧特区法第二十五条第一項に規定する特定研究等活動（以下「旧特定研究等活動」という。）（新法別表第一の五の表の下欄（イに係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定研究等活動」という。））

- 二 旧特区法第二十六条第一項に規定する特定情報処理活動（以下「旧特定情報処理活動」という。）（新法別表第一の五の表の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定情報処理活動」という。））

- 三 旧特区法第二十五条第一項に規定する特定研究等家族滞在活動（以下「旧特定研究等家族滞在活動」という。）（新法別表第一の五の表の下欄（ハ中新特定研究等活動に係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定研究等家族滞在活動」という。））
- 四 旧特区法第二十六条第一項に規定する特定情報処理家族滞在活動（以

下「旧特定情報処理家族滞在活動」という。新法別表第一の五の表の下欄（ハ中新特定情報処理活動に係る部分に限る。）に掲げる活動（以下「新特定情報処理家族滞在活動」という。）

2 前条第一号に掲げる規定の施行の際に、旧在留資格をもって在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧特定研究等活動、旧特定情報処理活動、旧特定研究等家族滞在活動又は旧特定情報処理家族滞在活動を行おうとする者として旧法第七条の第二項の証明書の交付の申請は、それぞれ、新特定研究等活動、新特定情報処理活動、新特定研究等家族滞在活動又は新特定情報処理家族滞在活動を行おうとする者としてした新法第七条の第二項の証明書の交付の申請とみなす。

第四条 外国人が旧特区法第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により交付された旧法第七条の第二項の証明書を提出して新法第六条第二項の上陸の申請をした場合には、新法第七条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、旧特定研究等活動、旧特定情報処理活動、旧特定研究等家族滞在活動又は旧特定情報処理家族滞在活動に該当する活動に係る証明書の記載は、それぞれ、新特定研究等活動、新特定情報処理活動であつて同条第一項第二号に規定する法務省令で定める基準に適合するもの、新特定研究等家族滞在活動又は新特定情報処理家族滞在活動に該当する活動に係る証明書の記載とみなす。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした旧特区法第二十五条第五項各号（旧特区法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる外国人についての在留資格に係る旧法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる活動を行おうとする者としての旧在留資格の区分に応じ、当該各号に定める活動を行おうとする者としての新在留資格に係る新法第二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十二条の規定による許可の申請とみなす。

- 一 旧特定研究等活動 新特定研究等活動

二 旧特定情報処理活動 新特定情報処理活動

三 旧特定研究等家族滞在活動 新特定研究等家族滞在活動

四 旧特定情報処理家族滞在活動 新特定情報処理家族滞在活動
（罰則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（構造改革特別区域法の一部改正）
第七条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。
第二十五条から第二十七条までを次のように改める。

第二十五条から第二十七条まで 削除
別表第十五号中「外国人研究者受入れ促進事業」を「削除」に改め、同表第十六号中「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」を「削除」に改める。

附則（平成一八年六月八日法律第五八号）（抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（編注 施行日「平成一九年六月一日」）

附則（平成一八年六月二日法律第八〇号）（抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇八号）（抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（二）（略）

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条、第二十七号から第二十九号まで、第三十三号から第三十五号まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交

流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四号第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第二十五条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の三の二第五項中「、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）に基づく職務の分類が定められるまでは」を削る。

（編注 施行日：平成二年四月一日（三号））

附則（平成二〇年五月二日法律第三〇号）（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日（編注 施行日：平成二〇年五月二日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（編注 施行日：平成二四年七月九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定並びに附則第六十条の規定、公布の日

（編注 施行日：平成二二年七月一日）

二 第一条中入管法第二十三条（見出しを含む）、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定並びに附則第六条の規定、公布の日から起算して六

月を超えない範囲内において政令で定める日

（編注 施行日：平成二二年一月一日）

三 第一条の規定（入管法第二十三条（見出しを含む）、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条（第六号を除く。）及び第五十一条の規定、附則第五十六条中雇用対策法（昭和四十二年法律第三百三十二号）第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十条第四項（一）の下に」「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（編注 施行日：平成二二年七月一日）

四 附則第十三条（第六項を除く）、第十四条、第二十七条（第五項を除く）、第三十五条（附則第二十七条第一項に係る部分に限る。）及び第四十二条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（編注 施行日：平成二四年一月三日）

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（編注 施行日：平成二二年二月三日）

（退去強制等に関する経過措置等）

第二条 入管法第二十四条第三号の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に入管法第二十四条第三号に規定する行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用し、第三号施行日前に第一条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）第二十四条第三号に規定する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

第三条 入管法第二十四条第三号の四の規定は、第三号施行日以後に同条第三号の四から八までに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを

助けた者について適用する。

第四条 入管法第二十四条第四号への規定は、第三号施行日以後に入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者について適用する。

第五条 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の研修の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、第一号の規定による改正後の入管法（以下「改正入管法」という。）第二十条の第二項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格（改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を受けることができる。この場合において、改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ中「前号イ」とあり、及び同号ロ中「前号ロ」とあるのは、「一四の表の研修の項の下欄」とする。

2 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該就学の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

第六条 法務大臣は、第三号施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行うおとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、同日前に、当該外国人に対し、技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

（新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等）

第七条 出入国在留管理庁長官は、当分の間、入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた出入国港において、直ちに入管法第十九条の六の規定により在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）を交付することができないときは、法務省令で定めるところにより、入国審査官に、当該中長期在留者の旅券に、後日在留カードを交付す

る旨の記載をさせるものとする。

2 前項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）に対する入管法第十九条の七第一項及び第三項並びに第十九条の九第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「在留カードを提出し」とあるのは、「後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を提出し」とする。

3 前項に規定する中長期在留者に対する入管法第二十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「在留カードを所持する」とあるのは、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた」とする。

第八条 第二条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第十九条の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者について適用する。

第九条 新入管法第十九条の八の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する新入管法の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

第十条 新入管法第十九条の九の規定は、附則第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する中長期在留者（その住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）について、附則第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者を除く。）には、適用しない。

第十一条 新入管法第十九条の十の規定は、附則第十六条第一項に規定する中長期在留者であつて、第四条の規定による廃止前の外国人登録法（以下「旧外国人登録法」という。）第三条第一項の規定による申請をしていないもの（附則第十六条第一項の規定による申請をした者を除く。）には、適用しない。

第十二条 新入管法第十九条の十六の規定は、施行日以後に新入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十条第三項本文（新入管法第二十二條の二第三項（新入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二條第二項（新入管法第二十二條の二第四項（新入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

む。）、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の第二項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。

第十三条 本邦に在留資格をもって在留する外国人で、旧外国人登録法第四十条第一項の規定による登録を受け、その有する在留期間（新入管法第二十條第五項（新入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができている期間を含む。以下この項及び附則第十五条第二項において同じ。）の満了の日が施行日以後に到来するもののうち、次に掲げる者以外の者（以下「予定中長期在留者」という。）は、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

一 三月以下の在留期間が決定された者

二 短期滞在の在留資格が決定された者

三 外交又は公用の在留資格が決定された者

四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

2 前項の規定による申請は、地方入国管理局に自ら出頭して行わなければならない。

3 予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の規定による申請をすることができない場合には、当該申請は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該申請で中長期在留者と同居するものが、当該各号の順位により、当該予定中長期在留者に代わつてしなければならない。

一 配偶者

二 子

三 父又は母

四 前三号に掲げる者以外の親族

4 第一項の規定による申請については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて予定中長期在留者と同居するものが当該予定中長期在留者の依頼により当該予定中長期在留者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第二項の規定にかかわらず、当該予定中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要

しない。

5 予定中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十一条申請をしたものとするときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

6 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした予定中長期在留者が中長期在留者として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十四条 法務大臣は、施行日前においても、前条第一項の規定による申請に關し、同条第六項の規定による在留カードの交付の準備のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項まで（第一項後段を除く。）、第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九の三第一項第一号（新入管法第十九条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第六十一条の九の三第二項及び第三項（いずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十七条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、在留カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるそ

の有効期間は、次の各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

- 一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日（施行日に十六歳に満たない者にあつては、施行日から起算して三年を経過する日又は十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年の誕生日又は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日）
- 二 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄（二に係る部分を除く。）に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日
- 三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日（施行日に十六歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日）
- 3 第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。
- 4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。
- 第十六条** この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第十三条第一項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日（施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。
- 3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された居住地が居住地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

- 一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に居住地がある場合 施行日（施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日）
- 二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日
- 三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に居住地がある場合 前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日
- 四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に居住地を定めた場合 居住地を定めた日又は前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日のいずれか遅い日
- 2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。
- 3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。
- 第十八条** この法律の施行の際現に本邦に在留する中長期在留者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないものは、附則第十六条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日（当該日に居住地がない場合にあつては、その後に住居地を定めた日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があった場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十九条 附則第十三条第六項、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第十五条第三項若しくは第十六条第一項の規定による申請は地方入国管理局に、附則第十七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出又は附則第十七条第二項及び前条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領は住居地の市町村の事務所に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

2 新入管法第六十一条の九の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手續について準用する。

第二十条 新入管法第二十二條の四第一項第五号の規定は、施行日以後に偽りその他不正の手段により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた者について適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第二十二條の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「継続して六月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行後継続して六月」とする。

第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）に對する退去強制については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四条第四号へ(2)の規定の適用については、同号へ(2)ただし書中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。

第二十三条 法務大臣は、附則第十七条第一項又は第十八条第一項に規定する中長期在留者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、当該中長期在留者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 施行日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

二 法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

2 前項に規定する在留資格の取消しの手續については、新入管法の規定を準用する。

第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により懲役に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。

2 前項に規定する退去強制の手續については、入管法の規定を準用する。

第二十三条 市町村の長は、施行日の前日において市町村の事務所に備えている登録原票を、施行日以後、速やかに、法務大臣に送付しなければならない。

（登録証明書の返納）

第三十四条 この法律の施行の際現に本邦に在留する外国人（中長期在留者及び特別永住者を除く。）で登録証明書を所持するものは、施行日から三月以内に、法務大臣に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

（事務上の区分）

第三十五条 附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十八条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項、附則第十八条第一項、第二十七條第一項及び第五項、第二十八條第三項及び第四項、第二十九條第一項及び第三項並びに第三十条第一項、同条第二項及び附則第三十一条第二項において準用する新特例法第十条第三項並びに附則第三十一条第一項及び第三十三条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則等に関する経過措置）

第三十六条 施行日前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧外国人登録法附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる

る同項に規定する行為に対する旧外国人登録法附則第二項の規定による廃止前の外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十四条から第十六条までの規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則）

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十六條第一項又は第二十九條第一項の規定に違反した者
二 附則第十七條第一項、第十八條第一項、第三十條第一項又は第三十一條第一項の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

第三十八條 附則第十七條第一項、第十八條第一項、第三十條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して住居地を届け出なかった者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九條 施行日以後に、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の登録証明書を行使すること。
二 行使の目的をもって、登録証明書を提供し、又は他人名義の登録証明書を收受すること。

第四十條 附則第十九條第二項において準用する新入管法第六十一條の九の第三項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、附則第十三條第六項、第十五條第四項若しくは第十六條第三項の規定により交付され、若しくは附則第十七條第二項及び第十八條第二項において準用する新入管法第十九條の七第二項の規定により返還される在留カードの受領、附則第十六條第一項の規定による申請又は附則第十七條第一項若しくは第十八條第一項の規定による届出をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

（検討）

第六十條 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものうち入管法第五十四條第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速

に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十條第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずるものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第六十一條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成三年六月二十四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔編注 施行日＝平成三年七月一四日〕

附則（平成二四年四月六日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔編注 施行日＝平成二四年一〇月一日〕

附則（平成二五年六月一九日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略）

〔編注 施行日＝平成二八年六月一日〕

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の刑法第二十七条の二第一項の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。（以下略）

附則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（編注 施行日＝平成二八年四月一日）

附則（平成二六年六月三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（編注 施行日＝平成二八年四月一日）

附則（平成二六年六月八日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中出入国管理及び難民認定法第五十二条に一項を加える改正規定及び同法第五十九条の二第一項の改正規定並びに附則第六条の規定公布の日

二（省略）平成二十七年一月一日

三 第二条の規定及び附則第八条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（編注 施行日＝平成二八年一月一日）

（退去強制に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）第二十四条第四号イに規定する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

（在留資格に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営の

在留資格をもって在留する者は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該投資・経営の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技術又は人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する者は、新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該技術又は人文知識・国際業務の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格（以下この項において「旧在留資格」という。）をもって在留する者は、新入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格（以下この項において「新在留資格」という。）をもって在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に應じて行うことのできる活動は旧在留資格に應じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

4 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営、技術若しくは人文知識・国際業務の在留資格又は旧入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもって在留する者が旧入管法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前三項の規定によりみなされる新入管法の在留資格について受けた新入管法第十九条第二項の許可とみなす。この場合において、旧入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件は、新入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動のうち次の各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもって在留する者であつてその後引き続き本邦に在留するものは、新入管法第二十条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格（新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）への変更を受

けることができる。この場合において、新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号中「前号に掲げる活動」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第三条第五項各号に掲げる活動」とする。

一 本邦の公私の機関とに基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関とに基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三 本邦の営利を目的とする法人若しくは法律上資格を有する者が行うこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

（在留資格認定証明書に関する経過措置）

第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

一 新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに掲げる活動 同表の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）

二 新入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動 同表の経営・管理の在留資格

三 新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 同表の技術・人文知識・国際業務の在留資格

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
 第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十六年二月二日法律第一三三号）抄

（施行期日）
 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（編注）施行日＝平成二十六年二月一日

附 則（平成二十七年六月二十四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。（以下略）

附 則（平成二十八年二月二十八日法律第八八号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（編注）施行日＝平成二十九年一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（編注）施行日＝平成二十九年六月一日

二 第十九条の十六第二号及び別表第一の二の表の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
 （編注）施行日＝平成二十九年九月一日

（在留資格の取消しに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前に受け上陸許可の証印等（この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。）について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

（退去強制に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第二十二条の四第一項（第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の規定により在留資格を取り消された者及び

前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二條の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法（次条において「新法」という。）第二十四條第四号ル（2）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号ル（2）に掲げる行為をあり、唆し、又は助けた者について適用する。

（在留資格認定証明書に関する経過措置）

第四條 法務大臣は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

（罰則に関する経過措置）

第五條 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年二月二八日法律第八九号）（抄）

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三條、第百六條、第百七條（第百十條（第八十條（第八六條及び第八八條第二項）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二條（第十二号に係る部分に限る。）、第百十四條及び第百十五條の規定並びに附則第五條から第九條まで、第十一條、第十四條から第十七條まで、第十八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十條から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

（編注 施行日平成二九年一月一日）

（検討）

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（技能実習に関する経過措置）

第三條 附則第十三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第十二條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

2 前項に規定する者又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留していた者（同項に規定する者を除く。）その他これに準ずるものとして主務大臣が適当と認める者（以下この条及び次条において「旧技能実習在留資格者等」という。）が第一号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二條第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三條第二項の主務省令で定めるもの」とする。

3 旧技能実習在留資格者等が第二号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二條第二項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三條第三項の主務省令で定めるもの」とする。

4 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二條第四項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三條第四項の主務省令で定めるもの」とする。

5 旧技能実習在留資格者等が第二号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二條第四項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三條第五項の主務省令で定めるもの」とする。

（技能実習計画の認定の基準に関する経過措置）

第四条

旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画（第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものを除く。）を作成し、当該技能実習計画について第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第九条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等が行う活動に係る主務省令で定める計画（以下この号において「相当技能実習計画」という。）」と、「第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは「相当技能実習計画」と、同条第十一号中「一技能実習生に技能実習」とあるのは「技能実習生（技能実習に相当するもの（附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるもの）をいう。以下この号において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）に技能実習（技能実習に相当するものを含む。）とする。

（外国人技能実習機構に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に外国人技能実習機構という文字を用いている者については、第六十一条第二項の規定は、第三章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第六条 機構の最初の事業年度は、第九十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第七条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第九十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

（施行前の準備）

第八条 前八条第一項の認定及び第二十三条第一項の許可の手續は、施行日前においても行うことができる。この場合において、主務大臣は、第十二条及び第二十四条の規定の例により、機構に、認定事務又は調査の全部又は一部を行わせることができる。

2 第二十三条第一項の許可の手續を施行日前行う場合において、厚生労働大臣は、同条第六項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

3 第二十三条第一項の許可の手續に係る申請書又はこれに添付すべき書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者並びに第三項第一号及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて在留する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。ただし、旧入管法第二十条の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更及び在留期間の更新については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）をもつて本邦に在留する者（当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る。）からされた旧入管法第二十条第二項の規定による旧入管法第二十条の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第二十条第三項の規定による許可をすることができないもの

二 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者（当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る。）からされた旧入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この法律の施行の際、同条第三項の規定による許可をすることができないもの

もの

3 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 本邦において旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動（以下この条において「旧技能実習第一号活動」という。）を行おうとする外国人からされた旧入管法第六条第二項の上陸の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

二 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人（施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る。）からされた旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この法律の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

4 施行日前に本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとして旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付を受けた者及び前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の規定による証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた前条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六条第二項の上陸の申請に対する処分については、施行日（前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七条の二第一項の規定により証明書の交付を受けた者にあつては、当該交付の日）から三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定（略） 公布の日

（生活保護法等の一部改正）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十七

附則（平成三〇年二月一四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第十八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（人材が不足している地域の状況への配慮）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、新入管法第十九条の十八第二項第一号の特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本方針等に関する経過措置）

第三条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定の例により、基本方針（同条第一項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。）を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表しななければならない。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

附則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月二六日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（以下略）

（編注）施行日：令和四年三月一（五日）

附則（令和四年五月二五日法律第五二号・未施行）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。（以下略）

附則（令和四年六月二七日法律第六八号・未施行）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。（以下略）

附則（令和四年二月九日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）附則第二十四条の規定（略） 公布の日

附則（令和四年二月九日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）附則第十号（略）の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（編注）施行日：令和四年二月二（九日）

附則（令和五年五月一七日法律第二八号・一部未施行）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

二（略）第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）（略） 公布の日から起算して二十日を経過した日

（編注）施行日：令和五年六月六日

六（略）第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定（略） 附則（略）第十一号第一項及び第二項の規定（略） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七 附則（略）第十一条第三項及び第四項の規定 刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）

附則（令和五年六月一六日法律第五六号・一部未施行）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定（略）並びに附則第二条（略）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（編注）施行日：令和五年一月一日

二 第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）（略） 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（編注）施行日：令和五年二月一日

（在留カードの有効期間に関する経過措置）

第二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に交付された在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による

改正前の入管法（以下「第一条改正前入管法」という。）第十九条の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条改正後入管法第六十一条の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項（略）において同じ。）は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3 第一号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条改正後入管法第六十一条の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一条の九の三第二項」とする。

附則（令和五年六月一六日法律第六三号・未施行）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二（略）第二十条の規定（略） 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一（第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

一 在留資格	本邦において行うことができる活動
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
二 在留資格	本邦において行うことができる活動
	一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展

高
専
門
職
度

に寄与することが見込まれるもの

イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

ニ 前号に掲げる活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動

イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動

ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄若しくは特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）

経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内勤	介護
本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

興行	技能	特定技能	技能実習
<p>演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）</p>	<p>本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>	<p>一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるもの）をいう。同号において同じ。であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p> <p>二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>	<p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に</p>
三			
<p>基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>三 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p>	<p>備考 法務大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。</p>	<p>備考 法務大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。</p>	<p>在留資格</p> <p>文化活動</p> <p>本邦において行うことができる活動</p> <p>収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）</p>

短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動
四 在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
五 在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

別表第二（第二条の二、第七条、第二十二條の三、第二十二條の四、第六十一条の二、第六十一条の二の八関係）	在留資格	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
一条の二の二、第六十一条の二の八関係	本邦において有する身分又は地位	法務大臣が永住を認める者	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

〔解説〕

〔外交〕

〔参照〕

〔外交使節団〕 外交関係に関するウイーン条約一（b）

〔領事機関の構成員〕 領事関係に関するウイーン条約一（g）

〔条約若しくは国際慣行〕 国際連合の特権及び免除に関する条約

〔特権及び免除〕 国際連合の特権及び免除に関する条約四（d）

〔同一の世帯に属する家族の構成員〕 外交関係に関するウイーン条約三

七① 領事関係に関するウイーン条約四六

一 この在留資格をもつて在留する者が行う活動は、次に規定する活動である。

- 1 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団の構成員としての活動
- 2 日本国政府が接受する外国政府の領事機関の構成員としての活動
- 3 条約により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者としての活動
- 4 国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者としての活動
- 5 これらの者と同一世帯に属する家族の構成員としての活動

二一 〔条約により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者〕とは、我が

<p>国が締結している「国際連合の特権及び免除に関する条約」「専門機関の特権及び免除に関する条約」「国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定」「日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定」等に基づき、外交使節と同様の特権及び免除を受ける者である。該当する者の範囲は、それぞれの条約ごとに異なる。</p> <p>2 「これらの者と同一世帯に属する家族の構成員」というのは、共同生活している家族のことであり、同じ場所に住んで、生計を共同にしていることである。世帯に属する家族として、共同生活している妻と未成年の子が特権免除を享有することは疑いをいれないが、成年の子については、共同生活しているかどうかによって決定される。妻と子でない親類の人については、世帯に属している場合には該当することとなる。近い親類の者が共同生活しているとか、近い親類でも長い間家族と住んでいて家事を行っていると、遠い親類でも長い間家族と住んでいて家族の一部になって不可分の存在となっているという場合も「世帯に属する家族の構成員」といえよう。また、内縁の配偶者及び子も同様にこの在留資格をもって在留することがある。</p> <p>3 外交の在留資格をもって在留する者も公用の在留資格をもって在留する者もともに外国政府の公務に従事する者であるが、前者は条約又は国際慣行により一定の特権・免除を有するのに対して、後者はそのような特権・免除を有しないが国際礼譲として一般外国人よりは優遇されることがあるにすぎない点で区別される。</p> <p>四 この在留資格をもって在留する者は、具体的に次に規定するとおりである。</p> <p>1 日本政府が接受する外国政府の外交使節団の構成員 大使、公使、参事官、書記官等の外交職員</p> <p>2 日本政府が接受する外国政府の領事機関の構成員 総領事、領事、副領事等の領事官（名誉領事を含まない。）</p> <p>3 条約により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者 国際連合の事務総長、事務次長及び国際連合の専門機関の事務局長（その不在の間これに代わって行動する職員を含む。）等</p>	<p>4 国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者 国家元首、閣僚、両院議長、政府主催の会議に出席する外国政府の代表団の構成員等</p> <p>5 1 から4までに規定する者と同一の世帯に属する家族の構成員</p> <p>「公用」</p> <p>一 この在留資格をもって在留する者が行う活動は、次に規定する活動である。</p> <p>1 日本国政府の承認した外国政府の公務に従事する者としての活動</p> <p>2 日本国政府の承認した国際機関の公務に従事する者としての活動</p> <p>3 その者と同一世帯に属する家族の構成員としての活動</p> <p>二 1 「日本国政府の承認した外国政府」とは、外国の政府であっても日本国が承認したものに限る趣旨である。未承認国或未承認の政府の公務で入国するものは、含まれない。</p> <p>2 「日本国政府の承認した国際機関」とは、国連及びその専門機関並びに日本の加盟している国際条約に基づく機構の執行機関のみならず、EUのように、日本が当該条約に加盟はしていなくても、日本が承認を与えている国際機関も含む。</p> <p>3 「公務に従事する活動」における「公務」とは、外国政府又は国際機関にとつての職務のことであり、我が国政府にとつての職務である必要はない。何が公務であるかについては、外国政府の発給する旅券の種類や当該外国政府の職員の一方的意思によって定まるものではなく、一般社会通念上「公の職務」に属するものと認められるものでなければならぬ。従つて、外国政府の公務員や国際連合の職員が観光や個人的用途のために来日する場合は、「公務に従事する者」には該当しない。</p> <p>三 この在留資格をもって在留する者は、具体的には、次に規定するとおりである。</p> <p>1 我が国政府との公の用途のため外国政府又は国際機関から派遣される者（外交の在留資格をもって在留する者を除く。）</p> <p>2 外交使節団の事務及び技術職員並びに役務職員</p> <p>3 領事機関の事務技術職員及び役務職員</p> <p>4 本邦に本部の置かれている国際機関の職員（外交の在留資格をもって</p>
--	--

<p>在留する者を除く。）</p> <p>5 外国政府又は国際機関の在本邦出先機関に我が国政府との公の用務のため駐在する当該外国政府又は国際機関の職員</p> <p>6 我が国政府又は国際機関が主催する会議等に参加する者</p> <p>7 1から6までに規定する者と同じの世帯に属する家族の構成員</p> <p>〔教授〕</p> <p>〔教授〕 学校教育法九二〔大学〕 学校教育法一・八三以下（第九章）〔高等専門学校〕 学校教育法一・一一五以下（第十章）〔研究、研究の指導又は教育〕 学校教育法九二</p> <p>1 「大学」とは、学校教育法上の大学及び放送大学（放送大学学園法第二条）をいい、大学の別科、専攻科、短期大学、大学院及び大学の附属研究所も含まれる。</p> <p>2 「本邦の大学に準ずる機関」に当たるものは、例えば次に掲げるものである。</p> <p>防衛大学校 防衛医科大学校 水産大学校 海上保安大学校 海上保安学校 職業能力開発総合大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 気象大学校 海技大学校（分校を除く。） 海上技術短期大学校（専修科に限る。） 航海訓練所 航空大学校 航空保安大学校 国立看護大学校</p>	<p>大学共同利用機関 大学入試センター 学位授与機構</p> <p>3 「高等専門学校」とは、学校教育法上の高等専門学校をいう。</p> <p>教授の在留資格をもって在留する者が行う活動と教育の在留資格をもって在留する者が行う活動は教育をする活動では同一であるが、それを行う教育機関によって区別される。</p> <p>2 教授の在留資格をもって在留する者と研究の在留資格をもって在留する者とは前者は研究のみならず、研究の指導なども含まれているのに対し、後者は研究だけという点に差異がある。また、研究を行う機関も前者は「大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校」としてきわめて限定されているのに対し、後者は民間企業、民間の研究所を含め、範囲が広がっている。</p> <p>3 教授の在留資格をもって在留する者も芸術の在留資格をもって在留する者と同じく、収入を伴う芸術上の活動を行う場合があるが、前記2のとおり特定の機関に所属して行うものである点が相違する。</p> <p>4 学術上の活動であっても、教授の在留資格をもって在留する者が行う活動と文化活動の在留資格をもって在留する者が行う活動は収入を伴わずに行うかどうかで区別される。</p> <p>三 「研究、研究の指導をする活動」を行う者には、大学教員及び大学に準ずる機関で研究の指導を行う上級研究者が、「教育をする活動」を行う者とは、大学教員、高等専門学校教員、大学院の教員等が該当することとなる。</p>
<p>〔芸術〕</p> <p>1 「収入を伴う」とは、その活動の結果として金銭等財産上の利益の享受を伴うことを意味し、収入を伴わない活動である文化活動の在留資格をもって在留する者が行う活動と区別する趣旨である。</p> <p>2 「音楽、美術、文学」は、芸術上の活動の例示である。「芸術上の活動」とは、造形芸術（彫刻、絵画等）、表現芸術（舞踊、演劇等）、音響芸術（音楽）及び言語芸術（詩、小説等）上の活動をいう。</p> <p>二 この在留資格における芸術上の活動には、教授の在留資格をもって在留</p>	

する者が行う活動である「大学等において研究の指導又は教育をする活動」は含まず、自己の芸能その他を公衆に見せるなどして収入を得ることを目的とする興行の在留資格をもって在留する者が行う活動である興行形態で行われる芸術上の活動も含まない。

三 この在留資格をもって在留する者は、具体的に次に規定するとおりである。ただし、過去に相当の業績があり、芸術活動に従事することにより本邦で安定した生活を営むことができることを要する。

- 1 本邦において創作活動を行う作曲家、画家、彫刻家等の芸術家
- 2 本邦において音楽、美術、文学等の芸術上の活動について指導を行う者

〔宗教〕
〔参照〕

〔宗教団体〕 宗教法人法二

一 「外国の宗教団体」とは、外国にある宗教団体という意味であつて、必ずしも特定の宗派の本部であることを要しない。本邦に本部のある宗教団体に招へいされる場合であっても、申請人が国外の宗教団体（在本邦の宗教団体と直接の関係があるか否かは問わない。）に現に所属しており、当該団体からの派遣状又は推薦状により送り出されるものであれば、外国の宗教団体から、派遣されることになる。

二 「本邦に派遣されて行う」とは、宗教団体の命により本来の勤務場所以外のところにとさしつかわされることを指し、その財政的基盤の下に行う活動であることを要する。

三 「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とし、①礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体、②①の団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体をいう（宗教法人法第二条）。

四 「布教その他の宗教上の活動」とは、本来の宗教上の活動（宗教法人法第二条）及びそれに付随する活動をいい、宗教的活動であつても、その内容が国内法令に違反するもの等、信教の自由の保障の範囲を逸脱するものは含まれず、かつ単なる信者としての活動は、ここにいう「布教

その他の宗教上の活動」には含まない。

（一） 本来の宗教上の活動
宗教の布教、伝道及び法会、式典などの祭式の執行その他の宗教活動。

（二） 本来の宗教活動に付随する活動

布教等のかたわら、所属宗教団体の指示に基づき、かつ布教活動等の一環として是認される語学教育、医療、社会事業等の活動。

二 この在留資格をもって在留する者は、具体的に神官、僧侶、司教、司祭、宣教師、伝道師、牧師、神父等である。

〔報道〕

一 この在留資格をもって在留する者が行う活動は、次に規定する活動である。

1 外国の新聞社、通信社、放送局、ニュース映画会社その他の報道機関に雇用されている者で、当該報道機関から報道上の活動を行うために本邦に派遣される者が行う取材その他の報道上の活動

2 特定の報道機関に属さないが、外国の報道機関と委託その他の契約を結んでおり、当該報道機関のために報道上の活動を行うフリーランサーの記者等が行う取材その他の報道上の活動

二 「外国の報道機関」とは、外国に本社をおく新聞社、通信社、放送局、ニュース映画会社等報道を目的とする機関をいい、民営・国（公）営を問わない。

2 「契約」とは、雇用契約のほか、委任、請負等を含むが、特定機関（複数でも差し支えない。）との継続的なものでなければならぬ。

3 「取材その他の報道上の活動」とは、「取材」は例示であり、社会の出来事を広く一般に知らせるために行う取材のほか、報道を行う上で必要となる撮影や編集、放送等一切の活動が含まれる。

三 この在留資格をもって在留する者は、具体的には新聞記者、雑誌記者、報道カメラマン等である。

〔高度専門職〕

〔参照〕

（法務省令） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職

<p>の項の下欄の基準を定める省令</p> <p>一 平成二十六年の法改正により、我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進することを目的として新設された在留資格である（平成二十七年四月一日施行）。「高度専門職」の在留資格は、一号イ、ロ、ハと二号の四つに区分される。一号は、従来法務省告示による高度人材ポイント制において「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施してきた高度人材を対象として、他の一般的な就労資格よりも活動制限を緩和した。在留資格であり、二号は、一号の在留資格をもって一定期間在留した者を対象として、活動制限を大幅に緩和し、在留期間を無期限とする在留資格である。</p> <p>二 「高度専門職一号」の在留資格は、イ、ロ、ハの三つに区分される。</p> <p>1 「高度専門職一号イ」は、相当程度の研究実績がある研究者、科学者、大学教授等が研究・教授活動に従事する場合に付与することが典型として想定される在留資格である。この在留資格をもって在留する者は、法務大臣が指定する機関において研究等の活動を行う限りにおいて、関連事業の経営活動や、他の機関での研究等の活動を行うことが認められる。</p> <p>平成二十六年の法改正前の高度人材ポイント制における「高度学術研究活動」と同様の活動が該当する。</p> <p>2 「高度専門職一号ロ」は、医師・弁護士、情報通信分野等の高度な専門資格を有する技術者等が専門的な就労活動に従事する場合に付与することが典型として想定される在留資格である。この在留資格をもって在留する者は、法務大臣が指定する機関において自然科学又は人文科学の分野に属する知識・技術を要する業務に従事する限りにおいて、関連事業の経営活動を行うことが認められる。</p> <p>平成二十六年の法改正前の高度人材ポイント制における「高度専門・技術活動」と同様の活動が該当する。</p> <p>3 「高度専門職一号ハ」は、相当規模の企業の経営者、管理者等の上級幹部が当該企業の経営・管理活動に従事する場合に付与することが典型として想定される在留資格である。この在留資格をもって在留する者</p>	<p>は、法務大臣が指定する機関で経営・管理活動に従事する限りにおいて、関連事業の経営活動を行うことが認められる。</p> <p>平成二十六年の法改正前の高度人材ポイント制における「高度経営・管理活動」が「本邦の営利を目的とする法人若しくは法律・会計業務事務所の経営若しくは管理に従事する活動」を行うことができる、とされていたのに対し、「高度専門職一号ハ」の在留資格においては、「本邦の営利を目的としない機関の経営・管理活動」も行うことができるようになった。</p> <p>三 「高度専門職二号」の在留資格で行うことができる活動には、「高度専門職一号イ」、「高度専門職一号ロ」、「高度専門職一号ハ」のいずれかの在留資格で行うことができる活動、また、このような活動と併せて行う「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」、「技能」又は「特定技能」の在留資格で行うことができる活動が該当する。「高度専門職二号」の在留期間は無期限とされている（施行規則別表第二）。</p> <p>四 「高度専門職二号」は、一定の活動制限が課されている点、在留資格に係る活動を継続して六月以上行わないで在留することが在留資格取消事由とされている点、所属機関に関する届出義務があるという点において「永住者」とは異なる。他方、「高度専門職二号」については、配偶者の就労、一定の条件の下での親や家事使用人の帯同等の「永住者」には認められない。出入国管理上の優遇措置が認められている（特定活動告示）。</p> <p>五 「法務省令で定める基準」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）に定める基準をいう。同省令は、ポイント計算に係る基準を規定しており、「高度専門職一号イ・ロ・ハ」のそれぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、「研究実績」などの項目ごとにポイントを設定し、その合計が七十点以上であることを求めている。また、「高度専門職二号」については、ポイントの合計が七十点以上であることをのほかに、「高度専門職一号」の在留資格で三年以上在留していることを求めている。</p> <p>六 このほか、上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。</p>
--	---

〔経営・管理〕

- 一 平成二十六年の法改正により名称が改められた在留資格である（平成二十七年四月一日施行）。従前の「投資・経営」の在留資格は、外国資本が投下された本邦内の事業に限って、経営・管理を行うことを認める在留資格であり、百パーセント日本資本の企業において事業の経営・管理を行う場合は適用がなかったが、同改正によって外国資本との結びつきの要件がなくなっている。
- 二 「事業」とは、適正に行われるもので、かつ、安定性及び継続性の認められるものでなければならない。
- 三 「本邦において貿易その他の事業の経営を行い」には、本邦で新たに法人や事業所を設立して事業を開始する場合における起業行為も含まれる。
- 四 この在留資格をもって在留する者は、その属する事業等の経営又は管理に実質的に参画するものをいう。事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行、監査の業務に従事する役員又は部に相当する以上の内部組織の管理的業務に従事する管理職員、専門的知識をもって経営又は管理に従事する者（企業に雇用される外国の資格のある弁護士、公認会計士等も含む。）が含まれる。
- 五 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

〔法律・会計業務〕

〔参照〕

- 一 「外国法事務弁護士」 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（三）
- 二 「外国公認会計士」 公認会計士法一六の二
- 一 「外国法事務弁護士」とは、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」により本邦において一定の範囲の法律事務を行うことができる者をいい、「外国公認会計士」とは公認会計士法第十六条の二に基づき特別として日本の公認会計士と同一の業務内容を行うことができる者とされている者をいう。
- 二 「法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務」とは、我が国の法律上、弁護士、公認会計士等の資格を有する者が行うこととされ、資格を有しない者が行うことは認められていない業

務のことである。

- 二 法律上資格を有する外国人が行う活動であっても、その資格を有する者でなければ法律上従事できない業務以外の業務に従事する活動の場合は、「法律・会計業務」の在留資格には該当しない。この場合、外国人の従事する業務の内容によっては、「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に該当する。例えば、外国法事務弁護士、外国公認会計士等の資格を有する外国人が、企業に雇用されてスタッフ的な立場から、法学、会計学等の専門知識を用いて行う事業の経営又は管理に従事する活動は、その事業が外国人若しくは外国法人が本邦で起業したもので又は投資しているものであるときは「経営・管理」の在留資格に、本邦の公私の機関との契約に基づくものであるときは「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。
- 三 この在留資格をもって在留する者は、具体的には、（日本法上の）弁護士、外国法事務弁護士、（日本法上の）公認会計士、外国公認会計士等である。
- 四 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

〔医療〕

〔参照〕

- 一 「医師」 医師法二
- 一 「歯科医師」 歯科医師法二
- 一 「医師、歯科医師」とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を意味し、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている」としては、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れるという我が国の政策に照らし、日本の法律で資格を有する者のみが行うことができるとされているものに限ることとしたものである。
- 二 「医療に係る業務に従事する活動」とは、医学に基づいて人の疾病の予防又は傷病の治療（助産を含む。）のために行われる給付を業務として行うことをいい、給付に付随する必要な業務、例えば、医学的諸検査、診察、看護等も含まれる。
- 二 この在留資格をもって在留する者は、具体的には、医師、歯科医師、薬

剋師、保健師、助産師、看護師等である。
 三 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

【研究】

一 「研究」の在留資格をもって在留する者が行う活動は、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究であつて、大学又はこれに準ずる機関において行う研究を除いたものすべてを含む。すなわち、大学等以外の試験所、調査所、研究所等でもつばら試験、調査、研究等に従事する活動である。

二 一 「本邦の公私の機関との契約に基づいて」としたのは、個人として本邦で研究に従事することは認めず、公私の機関において必要と認められる積極的な体制が整っている場合に限ることとしたものである。

二 「本邦の公私の機関」には、日本の政府関係機関、地方公共団体関係機関、公団、公団、公益法人、民間企業等のほか、日本にある外国の政府関係機関、国際機関等も含まれる。また、外国法人の支店、支社等も、独立した機関として活動するものは含まれる。

三 「契約に基づいて」とは、研究活動が何らかの契約に基づいて行われる場合をいい、雇用に限らず、委任、請負等に基づいて行われるものも含まれる。ただし特定機関（複数でも差し支えない。）との継続的なものでなければならぬ。

四 「研究活動」は、大別して自然科学系の研究と人文・社会科学系の研究に分けられるが、その中にはきわめて多くの研究が含まれる。また、それ以外であっても、専門的、科学的なものであれば該当する。

三 「研究」の在留資格をもって在留する者が行う活動は、研究活動を行うものにはあるが、「大学又はこれに準ずる機関」において行うものではないという点で教授の在留資格とは相違し、芸術上の活動を含むものであつても「公私の機関との契約に基づいて」行う研究活動であるという点で「芸術」の在留資格と、「収入を伴う」という点で「文化活動」の在留資格と相違する。また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する者が行う活動との相違は、これが、その有する技術や知識を用いて「公私の機関」の業務の遂行に直接資する活動であるのに対し、「研究」の在留資格をもって在留する者が行う活動は、その技術等の研究をすること

自体を目的としている活動であるという点にある。
 四 上陸時の審査基準については、基準省令及び同省令に基づく告示を参照のこと。

【教育】

【参照】

〔小学校〕 学校教育法一・二九以下（四章）

〔中学校〕 学校教育法一・四五（五章）

〔高等学校〕 学校教育法一・五〇（六章）

〔中等教育学校〕 学校教育法一・六三（七章）

〔特別支援学校〕 学校教育法一・七二（八章）

〔専修学校〕 学校教育法一・二四（一章）

〔各種学校〕 学校教育法一・三四

〔設備及び編制〕 学校教育法三

一 一 「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校」とは、学校教育法に定めるものをいう。

二 「各種学校若しくは）設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関」とは、教育をするための設備（校地、校舎等の施設と校具、教具を合わせたものをいう。）及び編制（学校を組織する学級と校員、教員を組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員を組織する学級）の観点からおおむね各種学校規程に適合する教育機関をいう。日本語教育施設についてみると、具体的には、「日本語教育機関の運営に関する基準」を満たす日本語学校はこれに当たることとなる。

三 「語学教育その他の教育をする活動」とは、教育活動のうち、語学だけに限らない趣旨である。

二 この在留資格をもって在留する者は、専門的な知識又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事するが、教育機関において教育をする活動であるという点において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する者と区別される。

三 上陸時の審査基準については、基準省令及び同省令に基づく告示を参照のこと。

「技術・人文知識・国際業務」

- 一 平成二十六年の法改正により「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格を統合してきた在留資格である（平成二十七年四月一日施行）。
- 二 この在留資格の活動は、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う①「理学、工学その他の自然科学の分野」に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動、②「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野」に属する技術又は知識を必要とする業務に主として従事する活動、③「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に主として従事する活動の三種類に分かれる。
- 三 「自然科学の分野」には、理学、工学のほか、農学、医学、歯学及び薬学等が含まれる。「人文科学の分野」には、法律学、経済学、社会学のほか、文学、哲学、教育学（体育学を含む）、心理学、史学、政治学、商学・経営学等が含まれる。これらの「分野」に属する技術若しくは知識を要する業務」とされているのは、活動の内容が学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務に従事する活動でなければならないことを示すものである。
- 四 「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性」とは、物事に対する思考方法や感受性が一般の日本人と異なり「外国の文化に基盤を有する」ものであることを必要とする趣旨である。その者が外国人であるというだけでは足りず、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持って、その能力を要する業務に従事するものであることを必要とする。具体的な業務の種類につき、基準省令では「翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務」と規定されている。
- 五 この在留資格をもって在留する者は、具体的には、コンピューター技師、パイオ・テクノロジー技師等又は事務職員、通訳者、翻訳者、語学の指導を行う者、販売業務、海外取引業務等に従事する職員等である。
- 六 上陸時の審査基準については、基準省令及び同省令に基づく告示を参照のこと。

「企業内転勤」

- 一 「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関」には、民間企業のみならず、公社、公団、各種団体（JETRO、経団連など）を含み、また、本邦に本拠たる本店を置くものに限らず、外国企業、外資系企業、合弁企業等の企業内転勤も認められる。
- 二 「外国にある事業所の職員」とは、日本企業であれば現地採用の外国人職員等をいう。外国企業であれば、本国採用の職員、あるいは、第三国採用で、その会社に採用されて少なくとも一定年限継続して勤務している実績のある職員をいう。新たに採用した職員を直ちに我が国に転勤させるようなことは認めない趣旨である。
- 三 「転勤」とは、同一企業内における外国の事業所から本邦の事業所へと勤務地を変えることであるが、現在の子会社、関連会社との一体ぶりを考慮すると、系列企業内（財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則第八条にいう「親会社」、「子会社」、「関連会社」をさす。）の出向等も親会社の指揮によるものであれば、「転勤」に含まれる。
- 四 「期間を定めて転勤して」とは、この在留資格自体が、本邦での勤務が一定期間に限られている企業内転勤者の活動を想定し、期間の定めなく我が国で勤務する者の活動は予定していない。
- 五 「当該事業所において」とは、転勤してきた事業所を基盤として業務を行うことを意味し、入国後さらに勤務先の事業所を変更すれば、当該在留資格に該当しないことになる。なお、場所的に離れた職場に移る場合であっても、異動元と異動先が人事、経営管理上それぞれ独立の事業所であるとき、異動先が臨時のもので一定期間以上の継続性がないときなどは、事業所の変更に当たらないと解される。
- 六 「企業内転勤」の在留資格をもって在留する者が行う活動を技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動としているのは、専門的業務に限ることによって低賃金労働者が企業内転勤を偽装し入国してくることを防ぐ趣旨である。
- 二 外国企業等の企業内転勤者のうち、経営又は管理に従事する者は、「経営・管理」の在留資格に該当する。
- 三 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

〔介護〕

〔参照〕

- 一 「介護福祉士」 社会福祉士及び介護福祉士法二②平成二十八年の法改正により新設された在留資格である（平成二十九年一月一日施行）。
- 二 この在留資格の対象となるのは、現行基準省令上、日本の介護福祉士養成施設（都道府県知事が指定する専門学校等）を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者である。
- 三 「介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」とは、具体的には、専門的知識及び技術をもって、要介護者につき、食事、入浴、排泄などの身体介護を含め、介護業務全般に従事する活動及び要介護者やその者を介護する者に対する指導を行う活動をいう。
- 四 介護福祉士の資格を有しないが介護に関する学術的知識を有する者が、介護に関する相談業務やケアプランの作成業務に従事する場合は、「技術・人文知識・国際業務」に該当し得る。
- 五 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

〔興行〕

- 一 この在留資格をもって在留する者が行う活動は、次に掲げる活動である。
 - 1 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動
 - 2 その他の芸能活動
- 二 1 「興行」とは、見物人を集め、演劇、演芸、演奏、スポーツ、映画、見せ物などを催すことをいう。バー、キャバレー、クラブ等に出演する歌手等が行う活動も含まれる。
- 2 「興行に係る活動」には、出演者はもちろん当該興行と不可分な関係にある活動、例えば、スポーツ選手の特レーナー、サーカスの動物飼育係員が行う活動も含まれる。
- 3 「その他の芸能活動」とは、テレビ番組やコマーシャルへの出演等を行う活動をいう。
- 三 この在留資格をもって在留する者は、音楽家、舞踊家、俳優、サーカス団員、演芸家、職業スポーツ家など、演劇、演芸、演奏、スポーツ、

〔技能〕

- 四 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。
- 一 1 「産業上の特殊な分野」には、外国に特有の産業分野のほか、我が国が水産よりも外国の技能レベルが高い産業分野、我が国において従事する技能者が少数しか存在しない産業分野等が該当する。
- 2 「熟練した技能」とは、個人が自己の経験の集積によって具有することとなった技能が熟達の域にある能力をいう。
- 二 この在留資格と「技術・人文知識・国際業務」の在留資格との相違は、後者の在留資格をもって在留する者が学術上の素養を含め、学理上の理論を實際に応用した業務に従事するのに対し、この在留資格をもって在留する者は個人が自己の経験の集積によって修得した技量を要する業務に従事するという点で差異がある。
- 三 この在留資格をもって在留する者には、現行基準省令上次に掲げるものがこれに該当する。
 - 1 調理人（西洋料理人、中華料理人）、製菓技術者、ソムリエ等
 - 2 外国様式の建築物の建築技能者
 - 3 外国に特有の製品の製造又は修理技能者
 - 4 毛皮、宝石加工技術者、ベルシャージュたん加工師
 - 5 動物調教師
 - 6 石油探査・地熱開発技能者
 - 7 航空機操縦者
 - 8 スポーツ指導者
- 四 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

〔特定技能〕

〔参照〕

- 一 「特定技能一号」の在留資格は、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指
- （法務省令） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令

定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動を行う外国人に付与されるものである。

二「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」とは、その技能に達するために相当期間の実務経験を要するものであって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できるものをいうところ、この技能水準については分野別運用方針（第二条の四）においてその内容が定められる。

三「本邦の公私の機関」については、「法務大臣が指定する」とされていることから、在留資格は個別の公私の機関を指定して与えられるものである。

したがって、公私の機関を変更する場合には、在留資格の変更を要することとなる。

このように「公私の機関」について、「法務大臣が指定する」と規定した趣旨は、特定技能所属機関については法務省令で定める基準に適合するものであることを要し（第二条の五第三項、特定技能所属機関がかかる基準に適合していることは、「特定技能」の活動を行う外国人の上陸審査時のみならず、当該外国人が本邦に在留している期間中も継続している必要があることから、当該外国人が基準に適合する特定技能所属機関との間で特定技能雇用契約を締結して本邦に上陸後、基準に適合しない本邦の公私の機関との間で雇用契約を締結して活動を行うことを防止する目的で、本邦の公私の機関の変更を在留資格の変更の手続（第二十条第一項）に係らしめるためである。

また、「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約」については「第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る」と規定し、特定技能所属機関と特定技能外国人が締結する雇用に関する契約内容及び契約の相手方である本邦の公私の機関は、法務省令で定める基準に適合するものであることを要件としている。

四「特定技能二号」は、「特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動」を行う外国人に付与される在留資格である。

五「熟練した技能」とは、在留資格「技能」と同等の技能をいい、その水準については分野別運用方針（第二条の四）においてその内容が定められている。

「技能実習」

【参照】

「技能実習計画の認定」 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律八①

一 平成二十一年の法改正により新設された在留資格である（施行は平成二十二年七月一日）。平成二十八年の法改正により本邦において行うことができる活動の規定が改められた（平成二十九年十一月一日施行）。同改正は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成二十八年法律第八十九号。平成二十九年十一月一日施行。以下「技能実習法」という。）の成立と同時に整備されたものである。技能実習法及び同時に整備された政省令等により技能実習制度が見直され、技能実習制度の趣旨を徹底するため、管理監督体制が強化されるとともに、技能実習生の保護等が図られた。

二「技能実習」の在留資格は、一号、二号、三号に、さらに、それぞれがイとロの計六つに区分される。入国一年目の技能実習生は、「技能実習一号イ」又は「技能実習一号ロ」の在留資格により、主務大臣に認定された技能実習計画（実際の認定事務は外国人技能実習機構が担うこととされている。に基づき、講習を受け、技能等の修得活動を行い、それらの在留資格で一定の技能等を修得したことを前提として、二年目・三年目は「技能実習二号イ」又は「技能実習二号ロ」の在留資格により一年目に修得した技能等に習熟する活動を行うこととなる。さらに、優良な監理団体及び実習実施者においては、技能実習二号を修了した者が一旦帰国（一月以上）した後、「技能実習三号イ」又は「技能実習三号ロ」の在留資格により、最長で二年間、技能等に熟達する活動を行うことができる。

イ、ロは、受入れの形態により区分されるもので、イは、海外支店等の従業員等を受け入れる企業単独型の受入れ、ロは商工会等の営利を目的としない団体の責任と監理の下に技能実習生を受け入れる団体監理型の受入れである。

三 「技能実習計画」について、技能実習法において、認定の基準（同法第九条）や認定の欠格事由（同法第十条）等が定められている。
 四 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

「文化活動」

- 一 「収入を伴わない」とは、その活動の結果として本邦で金銭等財産上の利益の授受を伴わないことを意味し、「収入を伴う」活動である芸術の在留資格をもって在留する者が行う活動と区別する趣旨である。
- 二 「我が国特有の文化若しくは技芸」とは、生花、茶道、柔道、空手、日本建築、日本画、日本舞踊、邦楽など我が国が特に有している文化又は技芸をいう。我が国の文化又は技芸のうち、外国を起源とするものであっても、我が国がその形成・発展の上でかなり大きな役割を果たしているもの、例えば、禅等も含まれる。
- 三 「専門的な研究」とは、我が国特有の文化又は技芸を専ら研究することをいう。
- 四 「専門家の指導を受けてこれを修得する」とは、我が国特有の文化又は技芸は、これらに精通した専門家から個人指導を受け修得して会得する場が多いため、教育機関に在籍することを必要としないこととしたものである。
- 二一 学術上若しくは芸術上の活動又は研究活動が収入を伴う場合は、芸術の在留資格又は研究の在留資格をもって在留する者が行う活動となる。
- 二 なお、この在留資格をもって我が国特有の文化又は技芸を修得する者は、少なくとも個人的な指導等が必要で、指導を受けないで、単に短期間我が国特有の文化又は技芸を修得する活動は短期滞在の在留資格をもって在留する者が行う活動となる。
- 三 この在留資格をもって在留する者は、具体的には次に掲げるようなものである。
 - 1 外国の大学の教授、助教、講師等であって本邦で収入を得ないで研究・調査を行う者
 - 2 外国の研究機関その他の公私の機関から派遣され本邦で収入を得ないで研究調査を行う者
 - 3 生花、茶道、柔道など我が国特有の文化、技芸を専門的に研究しようとする者

「短期滞在」

- 4 我が国特有の文化、技芸を専門家から個人指導を受け修得しようとする者
- 一 「本邦に短期間滞在して」とは、生活や活動の基盤を本邦に移す意思のないこととはもちろん、その期間が短く、一時的に日本に滞在することが予定されているものをいう。
 - 一 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡」は例示であって、「その他これらに類似する活動」で短期間の滞りで済むものであり、この在留資格をもって在留する者は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことは認められない（第十九条第一項第二号）。
- 二 この在留資格をもって在留する者には、次に掲げるようなものがある。
 - 1 通過、観光、娯楽、保養の目的を有する者
 - 2 競技会、コンテスト等にアマチュアとして参加しようとする者（アマチュアとしての参加とは、参加者がアマチュアで報酬を受けない場合をいう。主催者が負担する渡航費、滞在費及び入賞者に対する商品等は、報酬とはみなされない。第十九条第一項第一号の括弧書及び施行規則第十九条の三を参照）。
 - 3 知人、友人、親族等を訪問しようとする者（病気見舞、冠婚葬祭等への出席を含む）。
 - 4 見学、視察等の目的を有する者（例えば、工場等の見学、見本市等の視察を行おうとする者）。
 - 5 民間団体主催の講習、会議等に民間人として参加する者
 - 6 本邦に基盤を有しないで、商談、契約調印、業務連絡、アフターサービス、宣伝、市場調査その他いわゆる短期商用の目的を有する者
 - 7 短期の社内講習を受けようとする者
 - 8 参詣、宗教会議参加、教会設立に関する業務連絡などを行うことを目的として、短期間滞在しようとする者
 - 9 報道、取材などのうち一時的職務（我が国を訪れる国公賓又はスポーツ選手等）に同行して行う取材活動等）を目的とする者

10 姉妹都市又は学校からの親善訪問者（親善使節の行う広報、宣伝を含む。）

11 その他、短期間滞在しようとする者（例えば、短期間病氣治療を目的とするもの、大学受験者、外国法事務弁護士となるための承認を受ける等の手続のため滞在する者等）

〔留学〕

〔参照〕

〔大学〕 学校教育法一・八三

〔専修学校〕 学校教育法二・二四

〔高等専門学校〕 学校教育法一・一五

一 一 「本邦の大学に準ずる機関」とは、次に掲げるものである。

- 防衛医科大学
- 防衛医科大学校
- 水産大学校
- 海上保安大学校
- 海上保安学校

- 職業能力開発総合大学校
- 職業能力開発大学校
- 職業能力開発短期大学校
- 気象大学校

- 海技大学校（分校を除く。）
- 海上技術短期大学校（専修科に限る。）

- 航海訓練所
- 航空大学校
- 航空保安大学校

- 国立看護大学校

2 「教育を受ける活動」とは、学生、生徒、聴講生又は研究生として在学し学習する活動である。それらの者は公費で本邦に来た者であると、私費で本邦に来た者であるとを問わない。また、学費の支弁者が本邦内の者であると本邦外の者であるとを問わない。

3 平成二十六年の入管法改正により、学校教育の場における国際交流促

進の需要を踏まえ、「留学」の在留資格に中学校及び小学校において教育を受ける活動が追加された（平成二十七年一月一日施行）。

また、平成二十七年の学校教育法の改正により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として設けられたことに伴い、入管法も改正され、「留学」の在留資格に義務教育学校において教育を受ける活動が追加された（平成二十八年四月一日施行）。

二 上陸時の審査基準については、基準省令及び同省令に基づく告示を参照のこと。

〔研修〕

一 一 「本邦の公私の機関により受け入れられて」と限定したのは、個人として本邦で研修に従事することは認めず、公私の機関が必要と認め積極的な体制が整っている場合に限ることとしたものである。

2 「本邦の公私の機関」とは、外国人に対する技術・技能・知識を教える体制を整えて、その直接の指導の下に研修を実施する機関である。研修生を他の機関にあつせんするだけの機関や、外国人に対する研修事業を行っていても研修の実施は他の機関に依頼し、自らは研修を実施しない機関は、ここにいう受け入れ機関には当たらない。

3 「受け入れられて」とは、受け入れ機関たる公私の機関による、より積極的な承認、受入れ体制が敷かれていることを要する。

4 「技術」は、一定事項について学術上の素養等の条件を含めて理論を實際に応用して処理するための自然科学部門に属する能力（例えば、機械の設計等）をいい、「技能」は、一定事項について主として個人が自己の経験の集積によって具有している能力をさすものである。

5 「技術、技能又は知識の修得」には、第一次、第二次産業に限らずサービス産業等第三次産業はもちろん、行政上の知識等の修得も含まれる。

二 研修の在留資格をもって在留する者は、報酬を受ける活動はできないこととされており、研修を名目とした雇用労働がこれに含まれないのももちろんである。研修手当を受けることは差し支えないが、実費弁償としての性格に反しないものでなければならない。

三 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。
 「家族滞在」

【参照】

〔扶養〕 所得税法二〇（三四）等

〔配偶者〕 民法七二五（七三） 法の適用に関する通則法二五

〔子〕 民法七七二・七九二 法の適用に関する通則法二八・二九・三〇・三一・三二

一 「配偶者」とは、現に婚姻中の者をいい、相手方配偶者が死亡した者又はこれと離婚した者は含まない。また、婚姻は有効な婚姻であることを要し、内縁の配偶者は含まれない（法の適用に関する通則法第二十五条参照。「子」とは、嫡出子のほか、養子及び認知された嫡出でない子を含む。）（法の適用に関する通則法第二十八条から第三十一条までを参照。）

二 「扶養を受ける配偶者又は子」の「扶養を受ける」とは、扶養を受ける必要がある又は受けているという意味である。夫婦にあつては経済的に依存している状態、子にあつては監護教育を受ける状態があることを要する。したがつて、経済的に独立して活動している配偶者は含まれず、二十歳以上の子であつても学生である等その扶養を受けている者は含まれる。

三 外交及び公用を除くとしたのは、外交官、公用活動者等の配偶者又は子は、それぞれの在留資格に含まれているからである。

四 「特定技能一号」を除くとしたのは、在留することができるとする通算の期間について一律に上限を定めている在留資格であることなどの理由による。

五 この在留資格における扶養者の対象から短期滞在の在留資格をもつて在留する者を除外したのは、扶養者の在留期間が比較的短期であることから、扶養をする側、扶養を受ける側とともに短期滞在の在留資格をもつて在留するものとするのが適切であるとの考えによる。

二一 家族滞在の在留資格をもつて在留する者であっても、主たる入国目的が配偶者又は父母に依存するものではなく、独立して別個の活動に従事することを希望する場合は、それに対応した在留資格をもつて在留しな

ければならない。

二 「日常的な活動」とは、家事に従事する活動等、家族共同体の構成員としての地位に基づき通常行われる活動をいうが、教育機関において教育を受ける活動等、家族共同体の一員として在留が認められる趣旨に反しない活動も含まれる。しかし、「家族滞在」の在留資格に基づいて行うことができる活動には就労活動は含まれない（第十九条第一項）ので、例えば、「家族滞在」の在留資格をもつて在留する外国人が語学の教師として活動する場合には、資格外活動の許可を受ける必要がある。

三 「家族滞在」の在留資格をもつて在留する外国人は、その扶養者である一方の配偶者又は親が本邦に在留する間に限つて、本邦に在留することが認められる。

四 上陸時の審査基準については、基準省令を参照のこと。

【特定活動】

一 この在留資格の活動は、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」であり、具体的な活動の内容は、個々の外国人ごとに法務大臣が指定することとなるが、通常の上陸許可に際して特定活動の在留資格を決定する場合には、第七条第一項第二号の中で「法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る」とされている。

二 「法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動」については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）などにおいて、次のような種類の活動が掲げられている。

- 1 外交官等の個人的使用人としての活動（同告示第一号・第二号・第二号の二）
- 2 台湾日本関係協会及び駐日パレスチナ総代表部の代表又はその者としての一帯等に属する家族の構成員としての活動（同告示第三号・第四号）
- 3 ワーキング・ホリデーによつて在留する者の活動（同告示第五号・第五号の二）
- 4 公私の機関が雇用し、その機関のために行うアマチュアスポーツ選手としての活動及びその扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（同告示第六号・第七号）

<p>5 国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事する活動（同告示第八号）</p> <p>6 いわゆるインターンシップによって在留する者の活動（同告示第九号）</p> <p>7 英国人ボランティアとしての活動（同告示第十号）</p> <p>8 外国の大学の夏季休暇等の期間を利用し、本邦の公私の機関から報酬を受けて三月を超えない期間内に、当該大学が指定する当該機関の業務に従事する活動（同告示第十二号）</p> <p>9 外国の大学の学生が地方公共団体の国際文化交流事業に参加し、公私の機関から報酬を受けて、小学校等において国際文化交流に係る講義を行う活動（同告示第十五号）</p> <p>10 インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国との各経済連携協定（EPA）に基づく、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的とする研修として業務に従事する活動及び看護師又は介護福祉士として業務に従事する活動並びにその配偶者又は子として行う日常的な活動（同告示第十六号、第二十四号、第二十七号、第三十一号）</p> <p>11 本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院等し疾病又は傷害について医療を受ける活動及びその日常生活上の世話をする活動（同告示第二十五号・第二十六号）</p> <p>12 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務又は造船業務に従事する活動（同告示第三十二号・第三十五号）</p> <p>13 高度専門職外国人と同居する配偶者が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等に該当する業務に従事する活動（同告示第三十三号）</p> <p>14 高度専門職外国人又はその配偶者の7歳未満の子を養育し、又は妊娠中でその介助をする、高度専門職外国人又はその配偶者の父若しくは母として行う日常的な活動（同告示第三十四号）</p> <p>15 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の施設で特定分野に関する研究、研究の指導、教育及びこれらと関連する事業を自ら経営する活動（同告示第三十六号）</p>	<p>16 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づき、当該機関の事業所又は派遣先機関の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動（同告示第三十七号）</p> <p>17 告示三十六号又は三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者の家族若しくは親としての活動（同告示第三十八号・第三十九号）</p> <p>18 資力等に係る一定の要件に該当する者が一年を超えない期間本邦に滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動（いわゆるロングステイ。同告示第四十号・第四十一号）</p> <p>19 本邦の公私の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画に基づき、当該機関の外国にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身に付けるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動（同告示第四十二号）</p> <p>20 一定の要件を満たすいわゆる日系四世が、通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で行う、日本語の習得を含む日本の文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（同告示第四十三号）</p> <p>21 経済産業大臣が認定した外国人起業活動管理支援計画に基づき、外国人起業促進実施団体から起業準備活動計画の確認を受けた特定外国人起業家が、一年を超えない期間で、本邦において事業の経営を開始するために必要な準備行為を行う活動及び当該活動に付随して行う報酬を受ける活動又は事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（同告示第四十四号）。また、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（同告示第四十五号）</p> <p>22 本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生が本邦の公私の機関において、大学又は大学院において修得した広い知識、応用能力等のほか、日本語能力を活用することを要件として、当該機関の常勤の職務と</p>
---	--

して行う当該機関の業務に従事する活動（同告示第四十六号）。また、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（同告示第四十七号）

23 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関係者であつて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が適当と認めるものが、当該大会に係る事業に従事する活動（同告示第四十八号）。また、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（同告示第四十九号）

三 「特定活動」の在留資格は、通常の上陸許可に際して決定する場合のほか、法務大臣が上陸特別許可、在留資格変更許可、在留特別許可に際して決定することもできる。この場合に指定する活動の内容は、あらかじめ告示をもって定める活動に限定されない。

「永住者」

【参照】

〔永住〕 入管法二二・二二の二④

一 「永住者」とは、その生涯を本邦に生活の本拠をおいて過ごす者を行う。

二 この在留資格をもって在留する者は在留活動に制限はなく、在留期間も制限がない。しかしながら在留活動及び在留期間に制限がないといつても、外国人である以上、退去強制事由に該当すれば退去を強制されることがあるし、他の国内法によつて外国人に禁止されている等の制限がある。

三 永住者の在留資格をもって在留するためには、在留中において永住への在留資格の変更の手續（在留資格の取得の手續において準用）中に定められた永住許可を受けなければならない（第二十二条及び第二十二条の二）。

「日本人の配偶者等」

【参照】

〔配偶者〕 民法七二五(二)・七三一 法の適用に関する通則法二五

〔特別養子〕 民法八一七の二

〔子〕 民法七七二・七九二 法の適用に関する通則法二八・三二

（出生） 民法三

一 「配偶者」とは、現に婚姻中の者をいい、相手方配偶者が死亡した者又はこれと離婚した者は含まれない。また、婚姻は有効な婚姻であることを要し、内縁の配偶者は含まれない（法の適用に関する通則法第二十五条参照）。

二 民法「第八百七十七条の二の規定による特別養子」については、家庭裁判所の審判により、生みの親との身分関係を切り離し、養父母との間に実の子とほぼ同様な関係が成立していることに鑑み、一般の養子とは別にこの在留資格をもって在留するものとするものとしている。

三 「子として出生した者」とは、実子をいい、嫡出子のほか、認知された嫡出でない子という（法の適用に関する通則法第二十八条から第三十条まで参照）。ただし、出生時に父又は母のいずれかが日本国籍を有していた場合、又は本人の出生前に父が死亡し、かつ、その父の死亡のときに日本国籍を有していた場合でなければならない。なお、本人の出生後父又は母が日本の国籍を離脱しても差し支えない。

二 「日本人の配偶者等」の在留資格は、本邦において、日本人との婚姻関係又は血縁関係に基づく活動を行うための在留を認めるものである。例えば、法律上の婚姻関係は継続していても、同居し、互いに協力し、扶助しあつて社会通念上の夫婦共同生活を営むという婚姻の実体を失つている場合には、本邦において日本人の配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。これは、第二条の第二項の「……別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる」との規定及び第七条第一項第二号の「……別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当し……」との規定から、この在留資格が予定する「活動」が行われず、又は行われなくなった場合には、在留資格該当性が認められないというところからである。

「永住者の配偶者等」

【参照】

〔配偶者〕 民法七二五(二)・七三一 法の適用に関する通則法二五

〔特別永住者〕 入管特例法三〇五

〔子〕 民法七七二・七九二 法の適用に関する通則法二八〇三二

〔出生〕 民法三

一 「子として本邦で出生した者」とは、嫡出子のほか、認知された嫡出でない子をいう（法の適用に関する通則法第二十八条から第三十条まで参照）が、特別養子も含め、養子はこの在留資格に該当しない。

二 「引き続き本邦に在留している」とは、出生以来、本邦に生活の本拠を置いて在留しているという意味である。

配偶者については「日本人の配偶者等」の解説を参照。

〔定住者〕

この在留資格をもって在留する者は、法務大臣が個々の外国人について特別な理由を考慮して居住を認める者であるが、人道上の理由その他特別な理由があることが必要である。

ただし、法務大臣があらかじめ「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」（平成二年法務省告示第百三十二号）をもって指定した地位に基づく活動を行うため、本邦に一般の上陸の申請を行う外国人に対しては、入国審査官は、法務大臣の個別の指定なく定住者の在留資格をもって上陸を許可することができる。

同告示は、以下のような地位（概要）を定めている。

1 閣議了解に基づいて実施される第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの対象者（同告示第一号・第二号）

2 いわゆる日系三世（同告示第三号・第四号）

3 いわゆる日系二世、日系三世又は一年以上の在留期間を指定されている「定住者」の配偶者（同告示第五号）

4 日本人又は一定の外国人の未成年で未婚の実子（同告示第六号）

5 日本人又は一定の外国人の六歳未満の養子（同告示第七号）

6 いわゆる中国残留邦人等と一定のその親族（同告示第八号）

なお、平成十八年の改正により、告示される者のうち、一部の者については「素行が善良である」ことが求められることとなった。

また、告示に適合しない場合でも、在留資格該当性を肯定すべき特別の

事情があれば、上陸特別許可、在留資格変更許可、在留特別許可に当たつて、この在留資格が付与されることがある。その特別な事情とは、少なくとも、告示に類型化して列挙された外国人と同視し得るようなものをいう。